

平成31年第1回  
笠置町議会定例会会議録  
(第1号)

平成31年3月12日

京都府相楽郡笠置町議会

平成31年第1回（定例会）

笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成31年3月12日 火曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時及び宣告者	開 会	平成31年3月12日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成31年3月12日 18時09分			議長	杉岡義信	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	坂本英人	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	人権啓発課長	増田好宏	○	
	副 町 長	青柳良明	○	地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱	東 達広	○	
	総務財政課長	前田早知子	○	税住民課長	由本好史	○	
	商工観光課長	小林慶純	○	総務財政課担当課長兼会計管理者	岩崎久敏	○	
	建設産業課長	石川久仁洋	○				
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長	穂森美枝	○	議会事務局次長	草水英行	○	
会議録署名議員	4 番	田 中 良 三		5 番	大 倉 博		
議事日程	別紙のとおり						

会 議 に 付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

# 平成31年第1回笠置町議会会議録

平成31年3月12日～平成31年3月26日 会期15日間

議 事 日 程 (第1号)

平成31年3月12日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員
- 第2 会期決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第51号 特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件
- 第5 決議第1号 議案第51号「特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正」に関する付帯決議
- 第6 承認第1号 平成30年度笠置町一般会計補正予算(第7号)に伴う専決処分の承認を求める件
- 第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
- 第8 議案第11号 平成30年度笠置町一般会計補正予算(第8号)の件
- 第9 議案第12号 平成30年度笠置町一般会計補正予算(第9号)の件
- 第10 議案第1号 笠置町例規集内容精査に伴う現行条例の用語等の整備に関する条例制定の件
- 第11 議案第2号 笠置町印鑑条例一部改正の件
- 第12 議案第3号 笠置町国民健康保険条例一部改正の件
- 第13 議案第4号 笠置町国民健康保険税条例一部改正の件
- 第14 議案第5号 笠置町森林環境基金条例制定の件
- 第15 議案第6号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件
- 第16 議案第7号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第17 議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件
- 第18 議案第9号 笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件
- 第19 議案第10号 笠置町運動公園の設置及び使用料徴収条例全部改正の件
- 第20 議案第13号 平成30年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件
- 第21 議案第14号 平成30年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第3号)の件

- 第22 議案第15号 平成30年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件
- 第23 議案第16号 平成30年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さんおはようございます。

冒頭に申し上げます。議場の照明器具のふぐあいがまだ続いております。現在は照明が点灯していますが、緊急時に即座に対応できるよう、あらかじめ傍聴席に代替の照明器具を設置しております。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、3月に入り、冬の厳しさも随分とやわらぎ、本格的な春の到来まであと少しとなりました。各位におかれましては、体調管理には十分気をつけていただき、インフルエンザやはしかなどの予防を心がけていただきますようお願い申し上げます。

本日、ここに平成31年第1回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまでございます。

本定例会に提案されます案件について、慎重な御審議をいただくとともに、議会運営がスムーズに行えるよう、皆様方の格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまから平成31年3月第1回笠置町定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（杉岡義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番議員、田中良三君及び5番議員、大倉博君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

---

議長（杉岡義信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月26日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日から3月26日までの15日間に決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る1月31日、京都平安ホテルにおきまして、京都府議会・市町村議会正副議長会合同研修会が開催され、坂本副議長とともに出席いたしました。「平成31年度の地方財政運営について」と題し、西脇京都府知事を講師に、京都府の平成31年度当初予算案の概要や予算編成の基本方針などについて講演を拝聴し、また、京都府議会議長、副議長、知事、副知事を交え、各市町村の正副議長と意見交換を行いました。

次に、2月22日に開催された京都府町村議会議長会第69回定期総会では、府内町村の5名の議員に自治功労表彰が授与されました。全国議長会表彰の伝達式では、議員歴27年以上の議員2名、議員歴15年以上の議員3名にそれぞれ自治功労表彰が、与謝野町議会には町村議会特別表彰が授与されました。

また、平成29年度決算並びに平成31年度の事業計画及び当初予算3,320万が全会一致で承認可決されています。これらに伴いまして、議会会議規則第129条の規定により、議員派遣を行いました。

なお、議会運営上、今定例会において不穏当な発言があった場合には、後日会議録を調査して善処をいたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成31年第1回笠置町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

昨年12月以降、インフルエンザが猛威を奮い、2月には相楽地域において麻疹の発症も報じられましたが、いずれも落ち着きを見せてまいりました。ただ、この数日は不安定な天候が続いておりますので、議員の皆様には体調管理について御留意いただきたいと思います。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

既に、新聞でもごらんいただいたと思いますが、平成31年3月1日の人口は1,326人となり、65歳以上の高齢者人口が664人、高齢者比率は50.08%となりました。新聞紙上では、限界自治体と存続の危機を報道されております。これに関しましては、これまでの施策をさらに充実させ、自然に恵まれたこの笠置町で元気な高齢者の方々が生涯現役で活躍し、お互いに助け合いながら地域づくりにかかわっていただくことが重要でございます。

また、笠置の子供たちも元気であります。笠置小学校では、落語を初めとして、小規模校ならではの取り組みを進めております。保育所では自然に親しみ、園児もすくすくと成長を

していただいております。町内外の方々から多くの協力をいただきながら、これからも子供からお年寄りまで、みんなが明るく楽しくいつまでも住み続けられる笠置らしいまちづくりに緊張感を持って取り組んでいかなければならないと、さらに気持ちを引き締めております。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、専決処分に対する承認1件、諮問1件、議事案件は平成31年度の当初予算5件を含む21件でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第4、議案第51号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件を議題とします。

この件は、平成30年12月第4回定例会において、総合常任委員会に審査を付託しました。審査結果について、委員長報告を求めます。総合常任委員長、西岡良祐君。

総合常任委員長（西岡良祐君） それでは、総合常任委員会の報告をいたします。

議案第51号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正、委員会付託について。

本委員会は、平成30年12月定例会において、委員会付託とされた議案第51号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正について、平成31年1月28日に招集し、8人の委員全員の出席のもと、町長、副町長、総務財政課長の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。

今回のみずからの給与を減額する処分を科せる運びとなった事案の説明を受けた後、特別職として監督不行き届きに至った内容と責任はどの質疑に対して、各課の業務の内容と人材育成について、町長としてしっかり把握をしておかなければならないことが不十分であったため、その反省の意を込めたと、責任や指導が不十分であった、これから職員の意識向上のために、人材育成を図るとともに再発防止対策をしっかりとしていくとの答弁がありました。

新たな施策として、笠置町役場業務改善人材育成実施計画を発表されました。これらの説明を聞き、審査の結果、議案第51号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件は賛成者6、反対者1で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同

一議題について3回までですので申し添えます。質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) これで討論を終わります。

これから議案第51号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件を採決します。

この採決は挙手によって行います。この際申し上げます。全ての議案に対して、挙手しない者は反対とみなします。

本案に対する委員長報告は原案のとおり可決です。議案第51号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手多数です。したがって、議案第51号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件は、委員長報告のとおり可決されました。

---

議長(杉岡義信君) 日程第5、決議第1号、議案第51号「特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正」に関する付帯決議を議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。総合常任委員長、西岡良祐君。

総合常任委員長(西岡良祐君) それでは、決議第1号、平成31年3月12日。提出者、総合常任委員会委員長、西岡良祐。

議案第51号「特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正」に関する付帯決議。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条第1項及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

議案第51号「特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正」に関する付帯決議。

町民の厚い信託を受けられ始まった西村町長も、はや3年がたとうとしている。

しかしこの間、特に平成30年度は当町において今までになされたことがなかった職員の

懲戒処分事案が2度も発生する事態となった。これは我々議員を初め町民の期待を裏切ったとても大きな問題である。

この問題において前定例会で町長はみずからのけじめと称し、副町長とともに給与を一時的に減給する措置を講ずる議案を提案されたが、笠置町議会はさらなる慎重な審議が必要と判断し委員会付託となった。議案においてはたった今、可決という苦渋の選択をした結果となったが、これは町長、副町長の減給額の大小にかかわらず、みずからを罰する姿勢を尊重したことが理由である。しかし、それだけではこの大きな問題が解決されたことにはならないということは言うまでもない。

今回、新しく計画された「笠置町役場業務改善・人材育成実施計画」に基づいて、町長及び副町長の指揮のもと、今まであやふやだったことをルール化し、町職員の人材育成に力を注がれ、笠置町の自治運営が健全なものとなるよう一層努力されるよう要望する。

また、この「笠置町役場業務改善・人材育成実施計画」を着実に実施されるとともに、職員だけが問題と捉えず、町長におかれては自治体の長としての自覚を持っていただき、職員はもとより我々議員及び町民が信頼できるリーダーとなられるように、副町長におかれてはその補佐役として町長をしっかりと支える役割を果たしていただき、町長、副町長、職員が一体となって信頼できる関係を構築され、一連の事案により失った笠置町の信頼を1日も早く回復されることをあわせて強く要望する。

以上、決議する。

平成31年3月12日、京都府相楽郡笠置町議会。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。決議第1号、議案第51号「特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正」に関する付帯決議は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、決議第1号、議案第51号「特別職の職員

で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正」に関する付帯決議は原案のとおり可決されました。

ただいま、決議第1号、議案第51号「特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正」に関する付帯決議が可決されました。

特に発言があれば許可します。

町長。

町長（西村典夫君） ただいま附帯決議をいただきました。内容につきまして、本当に真摯に受けとめております。議員の皆さん、また町民の皆様には本当に御迷惑、御心配をおかけしました。町民の皆さんの信頼を著しく失墜させてしまいましたこと、改めて深くお詫びを申し上げます。

笠置町役場におきまして、地方創生事業で不適切な事務処理が行われ、また続いて公金を紛失するという事案を発生させてしまいました。役場の公務に対する町民の皆様の信頼を著しく損なってしまいました。町といたしまして先に地方創生関連事業におきまして、監査委員さんより指摘を受け、町役場業務の改善に取り組んでいる最中に発生したことを重く受けとめ、町民の皆様への信頼回復に向け、職員の意識改革、公務取り扱いの厳格化、業務改善等にこれ以上に危機感を持って取り組み、失った皆様方からの信頼を1日も早く回復していただけるように危機感を持って取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

---

議長（杉岡義信君） 日程第6、承認第1号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第7号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 承認第1号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第7号）に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額15億5,135万4,000円に歳入歳出それぞれ75万3,000円を加え、総額を15億5,210万7,000円とするものでございます。

平成31年4月7日に京都府議会議員一般選挙が執行されることが決定しましたので、その執行に係る予算について、2月7日に専決処分をいたしました。御審議いただき、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、承認第1号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第7号）に伴う専決処分の承認を求める件につきまして、説明させていただきます。

先ほど町長からもありましたように、来月4月7日に執行されます京都府議会議員一般選挙の執行経費を計上したものでございます。

それでは、歳出のほうを説明させていただきますので、8ページをお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費、3目京都府議会議員選挙費、総額は75万3,000円でございます。3月29日が告示となりまして、3月30、31日の期日前投票、また投票入場券の発送送料やポスター掲示場といったものを計上しております。

報酬につきましては、今言いました30、31日、2日分の経費となっております。

職員手当は、準備に係る経費となっております。

需用費、役務費につきましては、投票所入場券の発送や印刷代、事務用品というものでしております。

歳入につきましては、7ページになります。京都府からの選挙費委託金が68万9,000円、不足の分は地方交付税で充当することとしております。以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第1号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第7号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、承認第1号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第7号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員山本幸男氏は、平成31年6月30日をもって任期が満了となりますので、後任といたしまして有田香津子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定によりこの案を提出するものでございます。

なお、委員の任期は、平成31年7月1日から3カ年でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（由本好史君） おはようございます。

それでは、諮問第1号の説明は朗読をもって説明させていただきます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成31年3月12日提出。笠置町長、西村典夫。

記といたしまして、氏名、有田香津子、生年月日、昭和31年10月11日生まれ、住所、京都府相楽郡笠置町大字有市でございます。

以上で説明は終わります。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 本件は質疑、討論を省略して採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。本件は、これに適任とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件は適任とすることに決定しました。なお、この旨を町長に答申します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第8、議案第11号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第11号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第8号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額15億5,210万7,000円に、歳入歳出それぞれ2,405万9,000円を減額し、総額を15億2,804万8,000円とするものでございます。

歳出の主なものは、土木費で、国の補正予算の成立により、笠置山線改良事業と笠置有市線改良事業合わせて730万円を計上、社会資本整備総合交付金事業の精査及び人件費や相楽東部広域連合や広域事務組合の負担金等の精算に係る調整となっております。

歳入につきましては、地方交付税の増額や諸収入の増額により、財政調整基金繰入金を減額しております。御審議いただき、御承認賜りますようお願いを申し上げます

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第11号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件につきまして御説明させていただきます。

今回の補正につきましては、町長の説明にもありましたように2,405万9,000円を減額いたしまして、総額を15億2,804万8,000円とするものでございます。

総務財政課からは、歳入と議会及び総務財政課所管の歳出について御説明させていただきます。

まず、12ページの歳入からよろしく願いいたします。

9款地方特例交付金につきましては、額の確定によりまして1万円の減額としております。

10款地方交付税につきましては、普通交付税の交付額増額によりまして、2,145万5,000円を計上としております。

11款分担金及び負担金、2項分担金、2目災害復旧費分担金は、工事の追加によりまして個人分担金の増で5,000円を計上いたしてしております。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金におきましては、97万円を減額してしております。社会福祉費負担金の給付事業につきまして、交付額が確定してきましたので減額としております。

13ページ、同じく国庫支出金の2項国庫補助金でございます。こちらにつきましては、総額611万5,000円の減額となっております。それぞれ交付額が決定してきておりま

すので、増減としております。

土木費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金の増額となっております。節内で事業ごとに精査をした中で増額としております。

14ページ、府支出金、1項府負担金につきましても、48万5,000円を減額しております。国庫負担金と同様、障害者の給付事業の確定に伴う減額でございます。

下段、2項の府補助金につきましては、138万9,000円の増額となっております。それぞれの品目におきまして、こちらも補助金の決定によりまして増減をさせていただいております。

ページめくっていただきまして、15ページ、3項委託金でございます。選挙費委託金につきましては、京都府知事選挙、昨年4月執行の知事選挙の委託金の減額を含め、交付額の決定によりまして83万5,000円を減額しております。

16款寄附金につきましては、ふるさと納税がございましたので増額といたしまして、指定寄附金を増額いたしております。総額80万円を寄附金で増額となっております。

17款繰入金につきましては、歳入の補助金等、歳入の確保ができましたので、当初1億円で基金の繰入金を計上しておりましたが、9,000万円を減額しているものでございます。

19款諸収入、3項雑入、2目雑入におきましては、節の雑入でございます。16ページ、高度情報ネットワーク加入分担金につきましては、3件分増加しておりますので9万円を計上しております。また、後期高齢者医療給付費負担金の過年度精算が959万7,000円、森林整備地域活動支援交付金の返還金につきましては、12月補正で計上させていただいておりますが、返還額が確定いたしましたので、32万円を減額するものとしております。市町収支残返還金につきましては、住宅新築資金管理組合からの収支残の返還金で4,571万8,000円となっております。また、広域事務組合の分担金の精算につきましても17万9,000円が返還されるものとなっております。

20款町債につきましては、事業費の確定に伴いまして、減額の960万円となっております。歳入につきましては以上でございます。

続きまして、17ページ以降の歳出の説明をさせていただきます。

歳出につきましては、給料や職員手当等、人件費に関するものも計上させていただきますが、これは人事異動や支給要件の変更等に伴いまして精査したものでございますので、各費目においての説明は省略させていただきますので、御了承ください。

それでは、17ページ上段、1款議会費でございます。備品購入費につきましては、庁用備品といたしまして購入残がでましたので、6万5,000円の減額としております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費におきましては、71万5,000円を減額しております。負担金におきまして、相楽東部広域連合への負担金が増加しておりますが、笠置中学校の経費の南山城村負担の分の減額となっております。

3目財政管理費におきましては、委託しておりました事業の契約残が出ておりますので、31万4,000円を減額したものとしております。また、歳入でも御説明させていただきましたが、ふるさと納税の収入がございましたので、積立金といたしまして80万1,000円をふるさとづくり基金として積み立てるものとして計上いたしております。

8目防災諸費でございます。木造住宅の耐震診断士派遣事業、また木造住宅の耐震改修事業につきましては、本年度申し込みがございませんでしたので、歳出分として減額しております。

続きまして、19ページ、お願いいたします。

中段、4項の選挙費でございます。京都府知事選挙の執行残の減額をいたしております。

また、下段の5項統計調査費につきましては、交付額の確定に伴いまして、旅費を計上しております。これは研修旅費として活用したものでございます。

続きまして、ページ飛びまして、26ページをお願いいたします。

26ページ上段、8款消防費でございます。非常備消防費といたしまして19万9,000円を計上いたしております。訓練等の出動手当といたしまして不足が生じてきましたので、報償費として計上いたしております。

中段、9款教育費につきましては、相楽東部広域連合の教育費分の精算がございましたので95万9,000円を減額しております。

10款公債費につきましては、元金で10万3,000円の増額、また利子で24万8,000円を減額しております。こちらにつきましては、10年償還の利率見直しによりまして、利子の返済額が減り、元金の返済額がふえるという元利均等方式また元金均等方式の利息と元金の調整でございます。

総務財政課につきましては以上となっております。失礼いたします。

議長（杉岡義信君） 続いて、税住民課長。

税住民課長（由本好史君） それでは、税住民課が所管をしております歳出につきまして御説明をさせていただきます。

18ページをごらんいただきたいと思います。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、19節負担金補助及び交付金、京都府地方税機構負担金108万2,000円の減額、決算見込みによる減額でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費1,616万8,000円の減額、主に戸籍の電算化に伴う請け負い減によるものでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費で327万6,000円の増額、相楽東部広域連合分担金の衛生分の増額補正でございます。

次に、2目し尿処理費17万円の減額、広域事務組合分担金し尿処理分の決算見込みによる減額でございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 続いて、保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

保健福祉課所管の歳出予算につきまして御説明申し上げます。

ページは、20ページでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の中で、扶助費272万円の減額をしております。障害給付等サービスの実績見込みによるものでございます。

同じページの4目老人福祉費、13節委託料で介護予防・生活支援事業、これは外出支援サービス事業でございますが58万2,000円、利用者の増によりまして増額補正をしております。

28節繰出金につきましては、介護保険特別会計繰出金210万6,000円の減額、工期の若干の増額と合わせて208万7,000円の減額ということで、介護予防事業の成果というふうな形で減額給付費の減によりまして減額となっております。

5目老人福祉施設費につきましては、次ページ、21ページにわたっております。これにつきましては実績見込みでございまして、つむぎてらすの維持管理運営というようところで初年度計上しておった中で不用額と見込まれるものでございます。賃金で120万円の減、需用費で35万円の減ということでございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の中では、特に19節負担金補助及び交付金で、子育て応援住宅支援事業163万6,000円の減額は、該当案件が出てきませんでしたので皆減というふうなところでございます。償還金につきましては、過年度精算返還金、

これは放課後児童クラブの分でございます。8万円を計上しているところでございます。

保健福祉課としては以上でございます。

議長（杉岡義信君） 続いて、建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 建設産業課が所管します歳出について御説明いたします。

なお、職員給与等に関するものは省略させていただきます。

初めに、22ページをごらんください。

4款衛生費、保健衛生費、環境衛生費、28節繰出金で70万円の減額補正をお願いしています。内容につきましては、簡易水道特別会計歳入歳出の減少に伴います繰出金の減額でございます。

23ページをごらんください。

5款農林水産業費、農業費、農業委員会費で農業者年金業務委託手数料の増額確定により、財源の組みかえを行っております。

次の農業費、農業振興費も同じく地域水田農業振興対策補助金の増額確定により財源を組みかえております。

次に、林業費、林業振興費は、18節備品購入費で6万4,000円の減額補正をお願いしております。内容につきましては、森林情報システム導入経費でございまして、補助金の額の確定により不用額を減額しております。

23節償還金利子及び割引料で32万円の減額をお願いしております。内容につきましては、森林整備地域活動支援交付金の返還金でございまして、返還額の確定に伴い、当初見込み額から減額するものでございます。交付対象者が交付要件を満たすことができなかったため、町に対し交付金の返還を行い、町を経由して京都府に返還支出するために歳出予算として計上するものでございます。返還額は当初見込み額92万円より32万円を減額し、60万円の返還となります。

24ページをお願いします。

7款土木費、道路橋梁費、道路維持費で、13節委託料で950万円の増額補正でございます。内容につきましては、初めに町道維持修繕工事の設計業務で50万円の減額でございまして、今年度行う舗装工事は複雑な工法を伴うものはなかったため、設計は担当職員が担当いたしましたので減額しております。次に、調査設計業務につきましては、1,000万円の増額でございます。国の補正予算の追加交付がありまして、その財源を活用し、町道有市峠阪線のり面のボーリング調査並びに補修設計を次年度に繰り越して実施するものでござ

います。

15節工事請負費で330万円の補正をお願いしております。内容につきましては、舗装修繕工事で過疎債を財源に確保することができましたので、350万円を増額し、町道の舗装の工事延長を増加し、実施いたします。また、道路附属物修繕工事は、交付金の確定により100万円を減額いたします。なお、減額いたしました修繕工事については、次年度再度予算計上し実施する予定でございます。道路のり面修繕工事につきましては、国の補正予算の追加交付がありまして、増額されました80万円を町道有市峠阪線のり面修繕工事分として増額計上しております。なお、本工事はさきの調査設計業務と合わせて1,300万円を次年度に繰り越して実施いたします。

16節原材料費で11万円の補正をお願いしております。内容につきましては、区からの要望等によります道路反射鏡を交換設置するものでございます。

次に、道路橋梁費、道路新設改良費、13節委託料で200万円の減額補正でございます。内容につきましては、町道笠置有市線にかかわるのり面補修設計業務の委託料でございます。家屋の撤去の完了が次年度に及ぶことになりましたので、財源を起債等から求めている関係から一旦減額し、次年度当初予算で再計上いたします。

15節工事請負費730万円の補正をお願いしています。内容につきましては、町道笠置山線道路改良工事に480万円を増額しておりまして、国の補正予算の追加交付がありまして、12月補正分に増額して次年度に繰り越して工事を進める計画でございます。この増額により、転石処理等もおおむね行える見通しでございます。

次に、笠置有市線改良事業で250万円の増額をしております。これは、次の減額補正で生じた国費の不用額分を財源に、工事請負費に組みかえて次年度に繰り越しまして水路側溝の改良を行うものでございます。

17節公有財産購入費で90万円を、25ページの22節補償、補填及び賠償金で210万円、計300万円の減額を行っております。内容につきましては、購入費等支出額の確定によりまして不用額を減額しております。

25ページ、続きまして、次に同じく道路橋梁費、橋梁維持費、15節工事請負費で200万円の補正をお願いしております。内容につきましては、潜没橋の橋梁補修工事費の増額でございます。国の交付金の追加交付により、潜没橋補修工事の仮設工にかかわる附帯工事分が国費対象として実施できるようになりましたので、増額補正するものでございます。

次に、住宅費、住宅管理費、11節需用費で1万円の補正をお願いしております。内容につきましては、空き家解消に伴う照明器具等消耗品の増額でございます。

13節委託料で244万6,000円の減額補正を行っております。内容につきましては、住宅の耐震診断でございまして、当初交付金を使つての耐震診断を予定しておりましたが、交付金の額の減額と耐震改修工事の費用が予想以上に必要になってきたことから、交付金財源を耐震改修工事並びにバリアフリー工事に充当したことによる減額でございます。なお、減額いたしました委託業務は、31年度で実施する予定でございます。

15節工事請負費で1,000万円の減額補正でございます。内容につきましては、国の交付金額の確定によりまして、バリアフリー化工事費と耐震改修工事費をそれぞれ減額するものでございます。なお、バリアフリー化工事並びに耐震改修工事は次年度に繰り越して事業を実施する予定でございます。

16節原材料費で10万円の補正をお願いしております。内容につきましては、さきの消耗品と同様に、空き家改修に伴う材料費でございます。ストック住宅を確保するため、早急に改修を行うための増額補正でございます。

最後に、27ページをお願いします。

13款災害復旧費、農業水産業施設災害復旧費、農地災害復旧費、15節工事請負費で45万円の補正をお願いしております。内容につきましては、農地災害復旧工事にかかわる附帯工事でございます。ブロック積みやのり面形成の追加分を増額補正するものでございます。以上で建設産業課の説明を終わります。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） 商工観光課が所管いたします歳出につきまして御説明させていただきます。

18ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、25節積立金、高度情報ネットワーク整備基金といたしまして、高度情報ネットワークの加入分担金3万円掛ける3件、9万円を計上させていただいております。当初1件計上させていただいておりましたが、加入件数が3件ふえたことによりまして増額補正させていただき、高度情報ネットワーク整備基金に積み立てさせていただきます。

続きまして、同じく18ページ、6目企画費、12節役務費、通信運搬費といたしまして、笠置駅の電話代といたしまして5,000円を計上させていただいております。

同じく、9目通信施設管理費、11節需用費、光熱費といたしまして、高度情報ネットワークシェルター施設の電気代といたしまして3万円を計上させていただいております。

ページ飛びまして、24ページをお願いいたします。

24ページ、6款商工費、1項商工費、3目観光費、11節需用費、光熱水費といたしまして3,000円計上させていただいております。町内の赤血谷トイレ、また笠置大橋側道橋などの電気代の増額分といたしまして3,000円を計上させていただいております。

以上が商工観光課が所管いたします事業の補正内容でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

社会福祉費で子育て応援住宅支援事業、これはどんな事業なのかちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

詳細な資料、手持ちにございませので、概要のみ説明させていただきます。

まず、2種類ございまして、1種類が新婚世帯の、笠置町に婚姻届を出されて、新たに住居を構える方のための住宅に係る経費です。家賃、それからあとリース料、それから仮に仲介業者入れられた場合は仲介手数料等です。それともう1つは、三世代同居、多世代世帯に対する補助でございます。三世代の同居をされるための改修、リフォーム、あるいは新たに三世代を建てられた場合の家賃、家賃じゃなんですが、リフォーム、リフォームは現状の建物ですのでちょっと違いますが、仲介手数料等もここにも入っております。

補助ですが、新婚世帯には国費が入っておりますが、多世代には府費というふうな若干ちょっとややこしい補助制度になっておりますので、もし詳細でしたら、ペーパーをお持ちさせていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

何で聞いたかという、移住促進云々かんぬんのイベント等で、今、商工観光課の職員と一緒に出席することが多いんですけども、その中で町の補助制度とかというのを、移住・

定住、この希望されている方に説明するくだりとかがあるんですけども、その中でやっぱり笠置町はほかの町よりもちょっと薄い部分があったりするんです、補助制度として。逆に古い、古過ぎるものがあったりだとかという部分があるので、縦割りの行政とよく言われるとは思いますが、そこの連携をとって、移住促進につながるような情報として観光課に提供してあげてほしいなという思いでちょっと聞いてみたんです。またよろしくお願ひします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

16 ページ、雇用創造協議会から返還金480万円ということで上がっておりますけれども、これで雇用創造協議会に出しとった全額なんですかね。これで終わりですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問にありました16 ページ、雑入で上げております480万円ですが、4月の補正予算で計上させていただいて、2カ月分の480万円を雇用創造協議会のほうに補助金として支出しております。戻入ではなくて、厚労省のほうからというか、京都労働局のほうから雑入でというところに指導がありましたので、こちらで480万円を上げております。これで雇用創造協議会のほうに渡していたものはゼロということになります。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

19 ページ、戸籍電算化用備品でね、これ1,000万円も減額されているけれども、こんな減額したということは何か不用なものがあつたのか、計画どおりの電算化備品は買えているんですか、これで。ちょっとその辺、ちょっと説明願ひます。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 西岡議員の御質問にお答えいたします。

当初、電算化の業者が2者来ておりました。それで、見積もりを徴収いたしまして、高い見積もりの額で予算計上させていただいたということでございます。実際、一般競争入札で行ったんですが、そういった高い業者はもう来られませんでした、低い業者のほうに来られたということもございまして、請負率もかなり低い金額で入札をされたということがございますので、こういった大きな減額ということになったものでございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

競争で結局 1, 0 0 0 万円も下がったと、こういうことでよろしいですか。それ、なければならぬ備品についてはちゃんとそろっているわけですね。競争で下がったということでよろしいんですか。はい、わかりました。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

24 ページの笠置山線改良事業 4 8 0 万円だね、この前、議運というか、総合常任委員会のときに植栽等とかお聞きしているんですけども、どういったところにね、それと、私きのうも行きました。ずっと、かさぎゴルフ場のほうまで歩いてね。そして、おとといに、土曜日の日も、ええ天気も、そこに登って見てみました。きのう何で行ったというのは、日曜日に雨降ったから、以前から私心配していますように川になってね、相当、まだ工事が終わっていないからいいんですけども、ガードレールをやっている下にのり面が下の底まで、これぐらいの幅で、長さ何メートルか知らないけれども落ちていました。だから、あれぐらいの日曜日の雨でね、全部終わっていないからね、そんなこと言われへんのけれども、まだ途中ですとも言われませんがね、一応そういうことがたまたま夕方見に行ったときにのり面がありました。御存じがどうかわかりませんが、日曜日の。それを前から言っている防災関係、心配やっぱりしているわけ、下の方もね。あれだけの雨で、日曜日のね、そういう、まだ、先ほど何遍も言いますように工事が全体まだ終わっていないからいいんですけども、これが終わって本当に舗装されてね、雨水がどんだけどういう流れだか我々もちょっとわからない。その辺、植栽事業で 4 0 0 等でええですね。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の補正分につきましては、さきの補正と合わせまして、2, 8 0 0 万円を繰り越して次年度で 3 期工事という形で実施してまいります。3 期工事の主な内容といたしましては、六角堂から浄水場までの上層路盤、それからアスファルト舗装、アスカーブの設置とガードレールの設置、それから低木の植栽というのを計画しております。

今回の増額補正分で、1 2 月に確認されました転石の処理分というのがこの費用をもっておおむねしていけるのではないかなど。その他雑工につきましても、調整しながらではあると思うんですが、そういったことも取り組んでいけるのではないかなどというふうに思ってお

ります。

それから、大倉議員、先ほど言われました笠置山の陥没につきましては、昨日私も担当者と同行いたしましたので、早急に対応するよう今予定しているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） それで、もう生活道路にもなっているかわかりませんが、一応六角堂の下まで、その駐車場からお寺さんのところへ行くまで何台か、生活道路になっているかわかりませんが、ほかの方も車がもう出入りどんどんやっているんですよ。それは舗装もやっていないところ、それは認めておられるかどうかかわかりませんが、六角の下からお寺さんのところまで、もうどんだんというか、私土曜日も見えて、ある人もいはって聞きましたけれども、あそこ行っているわけです。まだ、バリケードはもう、駐車場のところはもう取れて行っているわけですね。それでええのかどうか。まだ工事も終わっていないのでね。ただ、やはり生活道路に一応なっているから地道でもええのかなと思ったりはするんだけど、その辺、工事も終わっていない時点でそういうことが許されるのかどうか。というのは、かさぎゴルフ場からあそこはバリケードで同じようにもうしているわけ。入れないように。多分、本当にもう、あとは舗装したらええような、本当に道になっています。地道になっています。だからその辺だけね。だから幾ら仕方ないかわからんけれども、それは、そういうことはどうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、工事中のために、六角堂下から浄水場までは通行どめという形でとめさせていただいてまわっています。その関係で、笠置山にお住まいの方の生活道として道を確保する必要があります。その関係で六角堂下から駐車場までの道を、仮設といいますか代替道として位置づけて回ってもらっております。その道につきましては、下層路盤も引いておりますし、ガードレール、安全対策も万全ではございませんが設置しております。通行上は特に問題ないかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） わかりました。新年度予算にもこの予算がついていると思うので、またそのときいろいろ議論、二、三、私、地元住民の方ともお聞きしたこともありますので、その辺はまたそのときに議論させていただきます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第11号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第11号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第8号）の件は原案のとおり可決されました。

この際暫時休憩します。

休 憩 午前10時49分

再 開 午後 2時01分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第9、議案第12号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第9号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第12号、平成30年度笠置町一般会計補正予算（第9号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額15億2,804万8,000円に、歳入歳出それぞれ495万6,000円を加え、総額を15億3,300万4,000円とするものでございます。

歳出は、いこいの館の設備にふぐあいが生じたための修繕と、議場電灯の修繕に係る経費を計上しております。財源は、ふるさと基金からの繰入金と地方交付税を充当しております。

いこいの館につきましては、開館後20年以上が経過し、指定管理による管理運営に移行してからも設備のふぐあいが多く発生しております。今回の補正予算につきましても、緊急を要するものを計上しており、今後、指定管理業者と修繕箇所を調整して、新年度に改めて報告の上、計上させていただく予定としております。御審議いただき、承認賜りますようお願いいたします。

願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第12号、平成30年度笠置町一般会計補正予算の件を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、先ほどの町長からの説明にもありましたとおり、議場の電灯の修繕、いこいの館の修繕となっております。

総務財政課の管轄といたしまして、8ページ、歳出をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、需用費で37万2,000円を計上しております。昨年12月から議場の電灯の一部にふぐあいが生じておりますので、その修繕に係る経費を計上いたしております。財源といたしましては、後に説明のありますいこいの館の分につきましては、ふるさと基金からの繰入金と地方交付税を充当することとしております。総務財政課のものは以上となります。

議長（杉岡義信君） 続いて、商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） 商工観光課が所管いたします補正予算の御説明をさせていただきます。

8ページをよろしくをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、11節需用費、先ほど町長申しましたように、いこいの館内のろ過ポンプまた配管設備、それら現在、破損もしくは劣化し、安全確保及び適正な管理運営のための早急に修繕が必要な管内設備の修繕料といたしまして45万8,000円を計上させていただいております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

課長にお伺いしますが、この時期になってこの事業が出てくるんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

この時期にこれだけの規模がということの御質問だと思います。現在、いこいの館ポンプ内、また管内それぞれ修繕という小修繕、従業員で対応していたところもございましたが、従業員で対応する範囲外の修繕になりましたので、今回計上させていただいております。以

上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） ちょっと今の質問の僕の聞き方が悪かったのか、なぜこの時期にというのはね、今しかわからなかったのかどうかという話で、大規模だとか小規模やとかという話しじゃなくて、いこいの館に本当に今まで数多くのお金を投下してきたわけですよ。リニューアルしたけれども、温泉の心臓部だったりとか、浴室に対しての手立ては一切、前回の補修、リフォームではされなかったと。ポンプだったりとかパッキンだったり、経年劣化でだめなんですというのはよくわかります。ただね、何でこれが年度末の事業として出てくるのか。しかも、一般財源でもともと組んであってね、それで、年度末までにやらなあかん事業でこの時期が一番お客さん少ないからやるんやというんやったらわかんねんけれども、何でこれ補正で対応になるんですか。そういう意味の、これはいつからわかっていたことなのか、それともきのう、きょう降って湧いたからこの3月で年度末までにやりたいんやという話しなのか、そういう話を聞いているんですよ。こういう質問の仕方でもよろしいでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点、昨年度のリニューアルの件につきましては、地方創生の拠点整備交付金ということで、その用途の目的が決まっておりましたので、今回のボイラーとかの中には対応できておりませんでした。

知っていたのか、知っていなかったのか、もちろん私も去年10月以降に行っておりましたし、また、いこいの館との指定管理者の連携の中で、情報はもちろんその話は聞いております。ただ、今までなかなか金額も投資、今までと同じように投下していかなければいけないということで、できるだけ自分たちでできるところというところで何とか今までやってきたわけですが、何と申しますか、その範疇を超える、もう今、温泉のそのふぐあいによってサービスが、提供が、満足したサービスがもうできないところまで今は来ているということで、今回のこの急なこの時期に補正ということで上げさせていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

自分たちの範疇を超えたというふうな答弁でしたけれども、それは超えるでしょうねという話で、普通に考えれば、これ議会でも何回も答弁している中にも入っていると思うんです

けれども、普通はこういう事業計画とか維持管理の計画というのがあるもんですわね。こういう機械もんをさわるとか、経年劣化があるもんに対しては、保守点検だったりとか、10年点検、これ普通に家でもあることですよ、住宅でもね。それが職員の範疇を超えたと、それ超えるのは当たり前なんでね、それを去年の10月に課長入って、今の時期まで判断できへんかったというのは、これいかなもんかちゅうところもありますわ。そこに何があったのかは知らないですよ。執行部に言っても、執行部が「いやそんな予算つけれへんわ」という話しをしよったのか、それでずるずる来てこの時期になったのか、僕らそういうことまでやっぱり考え出さないといけないようになってくる。ほんならことしにおいても、今年度においても1,300万円投下していますやんか。その実績がどうやって上がってきているのかということがね、住民に、じゃ、どうやって説明できんのやと。いや、サービスが格段に速くできるようになったんですとか、おいしいものが提供できるようになったんですとか、そういうふうな前向きな話もないまま、これ、あの1,300万円の使い道もどうなったのか。機器は入っていますよ、消化はしていますよ。せやけどそれが積極的投資になったかというね、前向きな答えは一切執行部からも聞こえてきていないわけですよ。現に赤字は続いているわけやし。だからその辺を、何も改革的な話がない中で、また修繕して来年も赤字云々かという話になってきますやん、これ。だからその辺はね、課長、執行部と話しきちんとできているんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、現場の声、指定管理業者からの声ということで、町執行部、担当課、私、指定管で連携の会議を行い、その中でももちろん現場の声を聞き、私のほうから町の内部のほうにそういった修繕等も営業の形態、営業の内容も全て連絡はしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

今、課長が……

（「3回言ったのに」と言う者あり）

7番（坂本英人君） 今3回目やで。

議長（杉岡義信君） 坂本君どうぞ。

7番（坂本英人君） これ今、課長が執行部には伝えているとおっしゃっております。執行部はどういう判断をされて、これ今、この年度末でする事業に適していると、それで、やらな

ければならないと思ったのか。これ、このお金を次使ったら、来年度以降はどうなっていくという見通しが立っているのか。具体的にお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、坂本副議長が質問されましたことにつきましては、いこいの館の根幹の問題だと思っております。今まで管理計画や維持管理計画、また保守点検などがきちんとされていなかったということについて、今大きなツケといたしますか、そういうことが今、回ってきている状況でございます。きちんとした維持管理計画を立てて、それに基づいていこいの館を維持管理していきたいと考えております。

課長のほうからもいろんな報告をいただいております。そういう中で、きちんと早急に対応ができなかったということにつきましては、後手に回ってしまったということはもう否認しません。そういうことは大いに反省をしておるところでございます。

また、1, 300万円を投資してどうやったかということにつきましては、特にレジにおきましては、その利用された年代、またどういふことを食された、どういふものを買われた、何時ごろそういうことが行われたか、そういうことがきちんと伝票で出てくるようになりました。また、厨房の中におきましては、衛生面が一段とよくなったということ、また、料理を出していただく時間が早くなった、また、得意とされておられる分野の料理も今取り組んでいただきまして、利用者の方の人气も博しておる、そのように私は受けとめております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今回、2月4日に町長から電話いただいて、ここの箇所が悪いから直すという電話をいただきました。それで、私もいこいの館にすぐに飛んでいきました。その予算はここに今ちょっと入っていますけれども、町長、そのときにね、たまたま電気管理者、2カ月に一遍来られる方。町民の方、これ今言ったら怖い話なんで、あんまり言いませんけれども、電気系統の話ね。このゲートボール場の上に6, 600ボルトの電圧が来て、いこいのところにつないで200ボルトにするという話、このケーブルが平成9年にできてから1回も交換していないと。私これを書類、たまたまですけれども、くれはりましたです。そのほかもやっていないところはあるんですよ。3月5日の前に監査もやられております。監査で何か見に行くとおっしゃいました。私もその中いきましたけれども、この予算の中にこの今何ぼかが入っております。そして、今これ上がっていますけれども、これはA、B、Cランクの458万

円だけですけども、B、Cとかね、次にやるべきはトータルで1,900万円になっているわけですね。これを通したら、次またB、Cもやって1,000万円出してくれとかね、そういう、何度も修繕、修繕できて、本当にこれ大丈夫なんですか。いこい自体、全体がもう22年たって、全体をリニューアルしていないんですよ。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 先……

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） いや、だからこの話ですね。

議長（杉岡義信君） いやいや、予算に入っているやつはもうあれ。今、予算の話聞いているし……

5番（大倉 博君） それと、この前、5日の日にフェイスさんを来ていただいて、2人ね、特別委員会をやりました。そのときにどうおっしゃっていたか、一番重要なことを2点おっしゃっていたんですよ。設備投資がされていない。そして、1,000万円の赤字が出ていると。

議長（杉岡義信君） 大倉君。それは、今これ予算と違うから。

5番（大倉 博君） いやいや、だからこの関係やから。

議長（杉岡義信君） いや、予算に入っていない。

5番（大倉 博君） それでこれが、通してね、フェイスさんがやってくれるかどうかという話しを今するんですよ。その前提ですから。だから1,000万円の赤を、そのときには……

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） ね、やったときにフェイスさんは、もうこれやったらおりるとおっしゃいました。みんなの前でおっしゃいました。

議長（杉岡義信君） 大倉君。全然違うことで、話違いますから、それは今……

5番（大倉 博君） いや、せやけど、これはやっぱり重要なことですからね。これを通すためにフェイスさんがオッケー、了解されたかどうか。当面1,000万円赤でもやると、来年度。これをやってね、これを修繕やって、次もうおりますと言われたらね、この意味がないですよ、やる。だからそのために今言っているわけです。わかってくれますか。

議長（杉岡義信君） いや、わかっていない。あなたわかっていない、あなたわかっていないねん。さっきの話しと違うねん。

5番（大倉 博君） いやいや、違うねん。フェイスさんは、1,000万円、この当時、5日の日にやったときに来ていただいて、2人ね。そのときに、これやったらおりるとおっしゃったんですよ。

議長（杉岡義信君） せやけど、私とあなたとこんなところ議論してもしょうがない。とにかく予算と違うやつはしてほしくないねん。

5番（大倉 博君） だから、おりるとおっしゃったのにね、これを400何万円、今予算を上げてこられてね、それやったらやる必要はないんと違うかということを行っているわけです。だから、フェイスさんとどういう話になっているかということなんです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） フェイスさんと指定管理を契約を結んでいただきますときに、議員の方からパートナーという言葉を入れなさいという指摘をいただきました。この1年間、本当にフェイスさんと行政がパートナーとしてやってこられたんかということにつきまして、行政側として大いに反省をすべき点が多々あったと思っております。その辺でフェイスさんにも迷惑をかけてしまったということは多々あったと反省をしております。赤字も今の時点では、赤字も計上されておりますが、確認をさせていただきますと、それを乗り越えて31年度も指定管理をやってくださる、そういうふうな返事をいただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 今回、この予算を出されるときに、10日の日曜日やったかね、町長と小林会長が家のほうに来ていただきました。これの説明のね。そのときに、まずはこの説明よりもフェイスさんに先に1,000万円赤字でもやるかどうかと聞いてくれと言ったんですよ。それまでに、5日の日にそういうことがあったのを何で今まで放っておいて、わざわざこんなところに来られたんか。しかも、これ来られたんは、今、きょうも、フェイスが去年の9月、ストップになって260万円の損害賠償請求されているわけですわ。損害賠償出してくれというね。それを150万円あったけれども……

議長（杉岡義信君） 大倉君。今の質問やけど全然関係ない話しやから……

5番（大倉 博君） いや、関係ちゃう、今ね、その今、家に来られたときの話しを言っているわけですよ。

議長（杉岡義信君） だから……

5番（大倉 博君） はい、だから、そのときにフェイスさんとこんなことよりね、フェイ

セスさんとその話し合いしてほしいと言ったわけですよ。そうすると、町長どうおっしゃった。フェイスさんがやめやったら次の指定管理者業者を云々と、俺あのときにはびっくりしましたよ、その言葉を聞いて。本当にいこいの館やる必要、本当にそういうことをやるね、もっておられるのか、フェイスさんに物すごい失礼に当たると思いましたよ。もう今これ言いましたけれども。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） はい。

議長（杉岡義信君） 何か一般質問しているような感じやから……

5番（大倉 博君） もちろん、はい。

議長（杉岡義信君） 質問を変えて……

（「議長」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 町長もそういうふうなあれに、ちゃんとあれ、ちゃんと別なことを答えると、同じようなことをやっていたら、またやりとりになるで。

町長。

町長（西村典夫君） なぜ、今、フェイスさんの返事をいただいたかということでございますが、大倉議員に寄せてもらったときにおきましても、協議を続けさせていただけてこういう結論に至ったということでございます。私、大倉議員に申しましたのは、例えフェイスさんが撤退されたらいこいの館を閉館してしまう、それがイコールだとおっしゃいましたから、私は例えフェイスさんが撤退されても、あと1年間どうしても指定管理を続けていきたい、その上でまた別の業者を必死になって探していきます、そういうことを申し上げたことでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、先ほど言いましたように、この今回上がっている450何万円の補正予算、先ほど言ったように答え持っていないけれども、B、Cなんかもね、これを通したら、31年度にこれをすぐにまた上げてね、通してくれとおっしゃるんですか。業者の方も設備投資ということをやっぱりおっしゃっているんですよ。やはり今まで、笠置町のいこいの館は22年間はほったらかしと言うたら悪いけど、悪なったらこう直すのはちびちびとね。だから今度B、Cとかというのが出ているでしょう。資料いただきました。トータル1,900万円。450万円はとにかく今通した。通るかどうかわかりませんが。あ

とのB、Cもね、これどうされるんかね、その戦略、そしてね、一般質問みたいな勝手になるけれども……

議長（杉岡義信君） 大倉さん。

5番（大倉 博君） はい。

議長（杉岡義信君） もうそう何回も言わせんといてね。

5番（大倉 博君） いやいや。

議長（杉岡義信君） こんな今言うてる発言はもう……

5番（大倉 博君） そういうんじゃないくてね、私はそういう重要なことだからそう言っているわけです。だから458万円、これもし通ったとしてね、B、Cも来年度やる予定ですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） その件につきましては、また指定管理業者とも相談をさせていただき、またその答えをもって特別委員会に諮らせていただきたいと思いますと思っております。

今までは故障したところを修理していく、そのようなことでとどまっておりましたけれども、指定管理者のほうから、こういうことをすればもっとお客さんがふえる、こういうことをやればいいのかという提案もいただいております。そのような前向きな改修も視野に入れて取り組んでいきたい、そういうことにつきましては、指定管理者さんとしっかり話し合いをさせていただきたい、そのように考えています。

議長（杉岡義信君） 大倉君、大倉君。質問変えてもらわんと、今までどおりやったらもう、な、わかってくれるやろ。

5番（大倉 博君） はい。5番、大倉です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） だから、先ほどちょっと言いましたけれども、電気の工事が2月4日、これコピーもらって、副町長もこれ見せてこういう話しは言いました。今度のこの補正予算にこれも含めて上げてこられるんかと思ったけれども上がっていないんですよ。これたしか300万円か400万円ぐらいだと思っただけですけども、なぜこの重要なところへね、これ緊急を要する電気と言うたら我々わからんけれども、漏電して怖いんですよ。なぜこれ上げてこられなかったんか、それが不思議で一番大事ですよ、これ。安全安心で入ってもらおうところ。なぜこれ上げてこられへんかったか、私は不思議で仕方ないんです。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

大倉議員が何か持っていらっしゃるという資料ですね、私のほうももちろん保安業者のほうから説明をいただき、実際に面会させていただきましてお話しを伺いました。大倉議員が先ほどおっしゃっていたその機器の部分、それはもう保安の会社の方、また温泉の中のそのポンプ業者の方にももちろんお話しをお伺いいたしました。その中で、先ほども申しましたように、今全てが先ほどおっしゃったA、B、Cというのは、全てが緊急度の中でも特にA、B、Cというところが今上げさせてもらっているわけです。保安のほうも今現在、詳細な、やはり危険なところですので、今詳細な見積書というものを今いただいている途中でございます。こちらのほうも、何も先延ばしに放っていくというわけではなくて、今現在その危険を回避できる手立てというものも業者のほうから確認をさせていただきました。その内容に応じまして、今その電気のほうにつきましては、対応させていただいているという、そういう状況でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、ちょっとお聞きしたいんですけれども、今補正で、これ何ですか、458万3,000円、これ金額出ているんですが、この明細についてちょっとお聞きします。指定管理者を、制度を持たれたとき、いこいの館指定管理者業務仕様書というのを発行されてるはずですね。そのときの5ページに応急修理、修理の費用の負担という項目がうたってあるんです。この規約に基づいて今出された金額458万3,000円が算出されたんかどうか、お聞きしたいです。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

いこいの館指定管理業務仕様書の5ページの中の修繕業務という中で、先ほど松本議員もおっしゃいました修繕費用の負担という中で1件、10万円未満のものは指定管理業者の負担、またそれ以上は町の予算の範囲内で町が行うということで、その範囲の中で対応させていただいております。現在計上させていただいたその中身につきましては、指定管理者制度以前の辺りからのふぐあいも生じていた部分ということで、今回の費用に含めさせていただいたということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

これ、契約交わされた内容、指定管理者の業務ということがあるんですね。そこにうたってあるでしょう。常に日常点検するとね。それをまた行政にも町にも申請するというふうにうたってあるんですね。しかし、坂本議員が言うたなぜ期末になってからこの急に出てくるのか。こういう点、どういうお考えのもとに出されたんか。せっかく結ばれた規約書が生かされてないんじゃないですか。その点どうなんですか。

そして、今言われました、これは町で負担すると。それでまあ結構なんですけれども。今の指定管理者に移動したときに、こういう状態でそのまま移動されたということですか。だから町が、この10万円以下でも町が負担するという考えですか。その点どうなんですか、執行部として。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 10万円以下の修理につきましては、指定管理者さんで負担をしていただく、そういう仕様書になっておりますが、その指定管理をしていただく以前からふぐあいが生じていたものにつきましては町が負担する、そのような考えでやっております。

また、この時期にというまた御質問がございました。そのことにつきましては、先ほど来も申しあげましたけれども、小さな修理などにつきましては、従業員の方で対応、修理などをしていただいてつないできたわけですけれども、一気に噴き出してしまった、そういうことで今回補正に上程をさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

そうすると、指定管理者以前の修理を、そのままチェックされずに引き継がれたということですか。どうなんですか。そのときの規約も10万円以下の工事については、それを負担するという形にうたってあるんですよ。以前からもし今言われましたように修理あったとしますね、ところがここで執行部にお聞きしたいんですけれども、この書き上げてあるAのところの、何ていうんですか、便所ですね、自動ドア。あれ、指定管理者になってから故障したんですよ。違うんですか。これはなぜかと言いますと、この前のゲートボール議長杯のときから故障しているんですよ。だから、こういうAとかBとか、規約に書いてあることをもう一度チェックして、チェックしてですよ、この金額が正当かどうか、説明できるような金額でこの補正を提出してもらいたいと思います。

ただ、皆さんが発言されているように、これはただ修理だけですよ。もっといこの館を未来に向かってやるんだったら、無理してでもやる部分があるでしょう。例えば734万

4, 000円と見積もりありますよ、ざっと。炭酸泉源装置取り付け工事と、こういうのが予算に組んでおられれば、もっと、あ、いこいに明日があるなという感じはするんですよ。今ただ修理ばかり。そして、大倉議員が言うたように、今これ400何万円を認めたら、また追加で残りのB、C、合計するとこれ何ぼですか、1, 900万円の修理代を上げてくるのかということになるんですよ。これではここで幾ら話しをしても回答出ないと思いますよ。そんなももっとほかの会議で徹底した審議をしてもらいたいと思います。その点どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 松本議員言われるとおりで私は思っております。前向きな修理じゃなくて改修、そういうことも視野に入れてさらなるお客さんを誘客につなげていく、そのような手立てが必要だと思っております。そういうことにつきましても、またいこいの館に関しましても、もっと深い掘り込んだ議論というのが必要だと思っております。そういうことにおきましては、また特別委員会におきましてそういう議論を深めさせていただきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今いろいろ意見出ていますけれども、議長のほうから関連の質問は避けるようにという注意も出ています。しかし、この今回の議案はもうそういう状態じゃないんですよ。私もはっきり言わせてもらっても。もう何回もこうして修理、潰れたら修理やってきました。せやけどね、もうええ加減にこれ、町長、私もちょっと長い質問になりますけれども、これ、いこいは検討委員会を立ち上げられて、その結論が、もう今の経営状態では廃止するか売却するかどっちかやという答えが出とるんでしょう。それで、今すぐにはそうはいかないから、サウンディング方式でそういう先を探しますと、それと同時にその間、2年間は指定管理制度を導入して何とかやっていきたいということでこれ始まったわけですよ。それから、去年の4月から指定管理制度を導入してやってきました。

しかし、最近2月までの収支状況とか聞いていますと赤字経営なんですよ。そういうこの間の話しが出ていました。これ指定管理料1, 200万円出して、なおかつ業者さんのほうは1, 000万円程度の赤字が出ているということなんですよ。こんなことでは、町長、検討委員会の結果の答えははっきりしているじゃないですか、もう。それ1点、忠告しておき



んだと、その中でお金がかかっても以下維持する、その上で指定管理という、具体的に民間のノウハウを生かして、できる限り赤字を縮小していく、少ない経費で存続をしていくという立場であれば理解はできるわけですね。ところが、ずっと聞いていますと、いこいの館は観光の核であると。そして、キャンプ場と一体に進めていくことで相乗的に観光を盛り立てていくということを言われるわけですね。そうすると、収益が上がるという話になるわけですね。そうだと、その根拠をしっかりと示した上でやらないと、この今回の修繕かけたけれども、収益わかりませんでした、じゃ、何のためにかけたのかということになってしまいますわけですね。そういう位置づけ自体が私はもう空想話にしか聞こえないわけですよ。その点についてどう考えているのか。一般的に、河川のオープン化であるかとか言いますけれども、いまだに具体的に業者の提案、こうしたらこれぐらい収益が上がるということもありませんし、キャンプ場が盛り上がってお客さんがふえたらいこいの館の利用がふえるという話しもぜんぜん具体的ではないわけですね。こんな中で、本当にこの修繕というのは何の意味があるのかというのを非常に疑問に感じるわけですが、再度この修繕、一体何のためにするのか、その点についてきちっと答弁をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 向出議員から質問をいただきました。何点かあったと思います。今回の修繕に上げさせていただいたことにつきましては、やはり風呂に来ていただいて、満足をしていただける、そういうお風呂を提供していくため、またクレームがたくさんいただいている箇所について、特に緊急的に修理をしていきたい、そういう思いで上程をさせていただきました。

いこいの館の位置づけでございますが、今、向出議員が言われましたように、高齢者福祉の重要な拠点でもあると私は認識をしております。つむぎてらすが前に、隣にできました。そことつないで、健康体操やそういうことができるような仕組みをつくっていかねばなりません。そういうことが今まで十分できていませんでしたけれども、これから高齢者がふえていく中で、つむぎてらすに来られた方が温泉に入っただき、温泉健康体操など、そういうのをつくり上げて、一体化して高齢者の方にも健康づくり、福祉の拠点としても位置づけていきたい、そのように考えております。ただ、そういう面ではいこいの館の果たす役割といいますのは、すごく広範囲の影響を及ぼすものと思っております。

それと、いこいの館につきまして、どう考えても赤字やと、そういうこともおっしゃられました。単体での経営は、私も無理だと思っております。求められますのは、やはり大胆な

コストカットをして、その収益の大幅な改善を探っていくことが今すぐ指定管理者にも求められておりますし、そういうことにつきましては、行政とともに相談をさせていただきな  
がらそういうことも手がけていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

収益が上がるという前提に立たれているんでしょうかね。ずっとこれまでの答弁の中では観光の核という表現をよく使われていました。収益といいましても経済効果も含めてですから、幅広い概念にはなるんでしょうけれども、これだけのお金、今回は400万円少しですけども、こういうお金を使うだけの価値以上の経済効果や、もしくはそれ以上の収益、回収が、単体では無理だということなんでしょうけれども、ボルタリングとかカヌーとかアウトドアスポーツなど、町全体で一体的に観光業をやっていけば、それだけの効果を生むと判断をされているわけですか。今までその明確な根拠はなくて、一般論としてそういう河川のオープン化、かわまちづくりも進めてこられる中、さらには国のサウンディング方式での業者の募集等々のそういう援助もある中で、一般論としては明るい未来といいますか、笠置のそういう姿を言われますけれども、そういう形で経済効果や収益がかけたお金以上に戻ってくるという大前提なんでしょうか。そこを明確に答弁いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私は投資だと考えております。いこいの館単体では経営は無理だと判断をしております。エリア一体としていこいの館を運営していく、そういう中で、いこいの館も経営をやっている、そういうふうにしてあります。そういうエリア的な運営をすることによりまして、笠置町の持つております歴史資源、笠置寺、またボルタリングやカヌーの広場、または石の国笠置、そういうものがその相乗効果によって笠置町全体にシナジー効果が出る、そのことが笠置町全体にとって収益につながっていく、また商売のチャンス、雇用の拡大、そのようなほうにつながっていくと確信をしております。そういうことを考えまして、今回の補正をお願いしている件につきましても投資と、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

こうした質問をしているのは、当然今回400数十万円のお金が計上されて、このお金が今言われたら投資だという話しでしたけれども、本当に有効に活用できるのかということでお聞きをしています。今、いろいろな相乗的な効果があり、シナジー効果とか言われました

けれども、雇用等も生んでいく、いろんな効果があると言われましたね、言われました。ということは、これ具体的に、経済効果というのを当然数字ではかっていくものであるので、具体的にはそういうシミュレートとか、そういう方法論とか、ちゃんと今の段階で準備、用意されているのでしょうか。一般論としてそうだというのは簡単ですけども、本当にそうだとと言えるのかと、何をもって確信を持たれているのかと。その根拠ですね、最も大事な根拠が説明されない中、一般論として言われているわけですね。それだと私だって適当に話しができてしまうわけですよ。だからこそ、住民の方に説明するためには、そういう根拠、納得できるようなものを示さないといけないと思うんですけども、これまでの話しの中では、そうした一般論以上の話しが一切出てきていないと。その点については、今すぐ答えを持っていなかったとしてもどうされていくのか、どのように考えておられるのかは答弁をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 午前中の全員協議会におきましても、坂本副議長のほうからきちんとした数字を示してこそ説得力があると指摘をいただきました。そのとおりだと思っております。今、担当課長のほうで、ある程度の数字も把握してこういうことにつながっていくということをつかんでいただいておりますが、もっと詳しくきちんとした数字を出して、そういうことを皆様にお示しをしていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

この修繕費が高い、安いの問題ではなくて、いこいの館をこれから本当にこの笠置町の中でどうしていくのかという問題だと、多分議員の皆さんはおっしゃっているんだと思うんですよ。

（発言する者あり）

7番（坂本英人君） いや、大倉さん、黙ってもろうていいですか。

（「はい、ちやうちやう」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 本当に、これ何年続けるんやという話しなんです。だから、いつかこういうお金の使い方やめなあかんというのを今議論をされているんだと思うんですよ、皆さんね。せやけれどもこのお金、予算に対して言えることというのは、ほんまに高いか安い

じゃないんですよ。これから笠置町は本当にいろんな状況が予想されるわけですよ。それも執行部だけに任せておいていいのかという話しもそうですし、議会だけに任せておいていいのかというような話しもあると思いますし、もっともっと住民が参加しやすく、この地方自治にかかわれる方法というのを、この町を見出していかなあかんと、自分たちの力で、そういう状況にあると思うんですよ。

だから、つけ焼き刃のお金の使い方じゃなくて、きちんと維持管理計画を立て、それがことしすべきなのか、あと1年延ばせるのか、もっと早くせなあかんのか。どうやったら住民さんが月20人使い、30人使い、年間1日1回はという人が、そういう数字としてあらわれてくるのかということをやっつけていかなあかんわけですよ。でも、こういう予算のつけ方していたらね、また来年同じ負債を抱えた民間企業ができるわけですよ。これみんなの責任やということをもみんながやっぱり自覚せなあかんですよ。

京都新聞にも限界自治体やとね、褒めていただいておりますし、何が限界なのかということをやっぴり示していかなあかんわけですよ。だから町長は、もっともっと前に進まなあかんですよ。その場その場でこのお金つけるんやなくて、担当課長が上げてきた数字を、じゃ、どうやって料理したらええのやと、そのために副町長はどうやって手助けしたらええのやと。どうやったら指定管理業者が疲弊せずに働いていける環境をつくれるのかということ、この予算の中からみんな行間を読まなあかん。本筋がどこにあるのか。10年後もこの予算の執行の仕方をするのか。それをやっぱり来年の当初予算にも反映されているはずなんですよ。実際に1,200万円から維持管理費も上がっていない、修繕計画の予算もついていない、これが今の笠置町の現状じゃないですか。それから逃げてはだめなんですよ。じゃ、何ができるかということをもみんな考えないと。だから、そういうみんなが参画できるまちづくりをみんな提案しなあかんわけ。その執行権者としての責任を果たしていただきたいと。

質問なのか何なのか、どれかよくわからないかもしれませんがね、とどのつまりそういうことなんですよ。この予算からみんなが言いたいことというのは、しっかりしてくれよ、町長と。リーダーなんやから。そういうチームづくりをしてくださいよ、行政でと。僕も助けるよと言えるような状況をつくってくれと。できますか、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町におきまして、本当に住民の方、また行政、議員の方、そういう方々が意見を交わす、そういうことを酌み上げていく地方自治のあり方というのがすごく乏しかったと私は思っております。やぶっちゃらんだの「やぶっちゃ」というのは、みんながや

ろう、みんなで盛り上がり、盛り上げていこうという言葉、意味があるそうでございます。あそこの温泉におきましては、休みの時間におきまして、草刈りやなんやいろんなボランティアみたいなことをされております。そういうまちづくりというのは笠置にも求められていると思っております。これからの町行政運営につきましては、いろんな方のタウンミーティングなどを初め、いろんな方の意見を酌み取りながら行政に反映をしていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

坂本議員がさっきおっしゃった関連でちょっとしゃべらせていただきたいんですけども、やはり笠置町が今、こういう人口が、こういう従前、ちょうど東北震災がきのうで8年、ちょうど笠置町の8年前は1,711人の人口やったんです。そこから今400人減っているんです。これからますます減っていくと思います。

だから、笠置町自体をしっかりせなあかんの、いこいの館ありきを中心でいくのがいいのかどうか。財政事情もこれから悪くなります。少子高齢化で人口も物すごい減ります。その中で観光とか、やれ河原とか、いろいろおっしゃいます。それはそれでいいでしょう。いずれまた、これ一般質問したらいいんでしょうけれども、2025年の後期高齢者の問題もあります。日本大変ですよ、これから。こういうことにやっついてほんまにいいのかどうか、今ほんまに過渡期うかぬ、いいことばかりおっしゃる。何や言うたら河原とコラボしてどうとかね、そんな問題じゃもうないと思うんですよ。10年経ったら人口どうなると思う。8年で400人減っているわけですよ。単純計算してね。どうなります。そういう少子、今、逆ピラミッドもひどいですよ、今、笠置町の人口が。こういうことで成り立つんか。こういうところにお金をどんどんつぎ込んでいいのかどうか、それを我々、私ら世代よりも後の世代の人にやっぱりどういうふうに残すかというのが大切ちゃうかなと常に思うんですよ。だから、町長にも、前から何遍も言うたように10年、20年、これ、いこいの館もつんかと言うたって返事は一言もない。それは言われないうでしょう。

笠置の小学校、今25人ぐらいですかね。京都新聞にも人口が2014年がゼロ人であると1人とかどうのこうの載っていましたがけれども、どうなるのか知りませんが、そういう人口構造と考えると、いこい、いこいばかり、本当にこれ、申しわけないけれども坂本さんのついでに言いますけれども、本当にまだ若い人たちがこれからほんまにどういうふうになるかね、それを心配するんだよ。我々べつにもう、我々だって元気な人もいはるかもわ

かりませんけれどもね、それと同様に町の職員のために私心配しているんですよ。今定員が利用50人ですよ。

議長（杉岡義信君） 大倉さん、今度一般質問で……

5番（大倉 博君） すまん、一般質問言うたら勝手に、そら坂本君がそういう手段で、私もちょっとさせてもらったけれども。これで終わりますけれども、そういうことをもっと先を見越してやっていただきたい。それは、町の職員のほうも危機感物すごく感じられております。町の職員だけじゃなくて、我々町民もそういう危機感があると思いますよ。ああいう京都新聞の一面に載って、その日の晩にNHKがやった、大きいですよ。そういうことでありがとうございます。

議長（杉岡義信君） 今度一般質問で聞きますわ。

町長。

町長（西村典夫君） 大倉議員、人口や将来の町についてどうなるかということをおっしゃったけれども、私はどうするかが問われていると思っております。今取り組んでおります、また取り組もうとしております事業につきましては、将来の子供たち、若者たちのために頑張らなければならない事業だと、まちづくりだと思っておりますので、そういう信念を持ってこの事業に取り組んでまいりたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 質疑がなければ、これで終わっていきたいと思います。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、いこいの館運営対策特別委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって議案第12号は、いこいの館運営対策特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。ただいまいこいの館運営対策特別委員会に付託しました議案第12号については、会議規則第46条第1項の規定によって、3月26日までに審査を終了するように期限をつくることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号については、3月26日までに審査を終了するように期限をつけることに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第10、議案第1号、笠置町例規集内容精査に伴う現行条例の用語等の整備に関する条例制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第1号、笠置町例規集内容精査に伴う現行条例の用語等の整備に関する条例制定の件について提案理由を申し上げます。

現行条例の例規内容を精査し、用字、用語等を一括で整備するための条例を制定するものがございます。常用漢字や拗音、促音、送り仮名等、内閣訓令等を基準に整備をいたします。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第1号、笠置町例規集内容精査に伴う現行条例の用語等の整備に関する条例制定の件につきまして議案説明をさせていただきます。

この条例につきましては、以前から例規集掲載の条例等につきまして、拗音また促音について条例改正の提出時にその都度改正するという対応をしておりましたが、この条例を制定することによりまして、多岐にわたっております条例を一括して整備するものとしております。平成31年4月1日現在、効力があり、またその時点で交付されている条例を対象としております。

1ページ、第2条でございます。整備の基準といたしまして、この条例に関しましては、国、内閣の告示であったり、それから訓令であったりというものの常用漢字表や、漢字使用等についての通達等を基準として改正するものでございます。

第3条には、拗音と促音の取り扱い、「や・ゆ・よ・つ」この小文字の半音（小書き）に改めるということを規定しております。

第4条では、句読点の整備をしております。

第5条におきましては、条、項、号等の表示の整備を掲げております。不連続であったり不備があるときには、この条例に基づき、所要の整備を行うこととしております。

第6条では、引用法令等の整備を掲げて上げております。現在、「昭和（平成）何年法律第何号」というような記載の記載方法にばらつきが見られるところも、この条例によりまして統一するというようにしております。

第7条では、条文見出しの整備を記載しております。見出しの必要でない条文もございま

すが、これによりまして必要であるところの箇所には改正条例ではなく、この一括によりまして整備を行うものとしております。

第8条は、別表等による整備となっております。別表の記載につきましても、「別表第何（第何条関係）」に統一するものとしております。現在、別表第何条関係というものが記載されていなかったりと統一されていないものがありますので、ここで統一をさせていただきます。

第9条は、規則に委任するというものにしております。また、この条例以外に、規則でも同じような内容で制定し、例規集に記載されております規則、規定等につきましても一括で改正させていただき予定としております。

なお、この条例の制定によりまして、条例を整備した後、現在、笠置町ではまだホームページやインターネットでの検索ができない状況となっておりますが、それを行うようにあわせて実施させていただき予定としております。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。

大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

質疑より、私がお尋ねしようと思ったら課長がもう答えられたんで、インターネットへね、課長さん方のところにはみんなもう入っております。だから本当にこれを待ち望んでおられる方が多いんですよ。だから、これは早急にですけれども、いつごろネットに、今現在でも課長方持っておられるところやからいけるんちゃうかなと思うんですけれども、こういう整理されてからということになれば、いつごろ大体予定されているんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問お答えさせていただきます。

3月議会、今回提案しました条例の改正が終了し、整備が済みましたら、今、業者との調整させていただいておりますが、6月か7月で早ければ掲載できるかなという方向で考えております。次の6月議会のものにつきましては、また大体2カ月、3カ月程度の期間は必要ですけれども、その都度インターネットでの検索が可能となります。

職員につきましては、今、ウェブ版で職員、それこそおっしゃったように職員は閲覧だけできるような状況になっております。ホームページから検索ということは、府下でももう笠置町だけとなってきておりますので、早急に整備を進め、業者ともやりとりしながら早い段

階で閲覧いただけるように整備したいと思っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

ちょっとこの文字を変えるということは結構なんですけど、この発注方法はどのようにしてやられるんですか。また、一応出たものを校正のチェック等、そういうシステムについて説明をお願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

今、笠置町の例規集の印刷、それから校正等、校正といいますか印刷、例規集の作成をお願いしておる業者がおります。そこと今、話しを進めているところですので、特段これに関して入札を行って違う業者ということにはならないのではないかと考えております。

それから、校正につきましては、各課の分野でございますので、一旦でき上がった時点で各課に確認をしていただいてから、ホームページからの掲載ということに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、課長の言われたように、各課でチェックされるわけですね。そうすると、今回だけじゃなしに、以前もそういう対応をされていたんですか。

それと、あとこの第9条のところに書いてあるんですが、いろいろ問題の中で、用語等という最後の「等」という字が入っていますね。これはどの範囲まで言われるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

条例の確認等、松本議員の御質問ありました1点目の条例の確認につきましては、今までからでも各課が上げていただいていた条例ですので、各課でチェックしていただくという体制はとっております。ただ、そこでチェック漏れがあったり、印刷業者のほうから確認依頼があったりというものがございまして、その都度に確認をさせていただいていたということです。

それから、2点目の「用語等」というところですけども、この1ページの第1条のところに記載させていただいております。第1条、3行目です。用語、用字、仮名遣い、送り仮

名、句読点というところの整備を「用語等」というところで記載をしております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、回答願ったんですが、各課で今までですとチェックされているということは間違いのないと思うんですね。発注方法もそういう形でやられると思うんですよ。そこでちょっとチェックされているようでしたら、1つお聞きしたいと思います。前回もこの席でお聞きしました。何というんですか、第8編、厚生、笠置町介護保険福祉用具購入費受領委任払い実施の要綱という項目があるんですね。わかっていますか、担当の方は。その中で、私が言わんとするのは、ページ2001.73ですよ。これは前回も言いましたように、本当に担当者はチェックされたんですか。といいますのは、見てもらったらいいと思いますが、物すごい字が小さいでしょう。号数は同じであるはずが、なぜこの2001.73のこれが小さいんですか。こういうことも今回は直してもらえますか。副町長、この前、私指摘したんですがどうですか。副町長に聞きます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課が答えると言うとさかい、総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

文字が小さいという件につきましては、以前にも別の規定につきまして松本議員から御指摘いただいたところです。この例えば様式等につきましては、1ページにおさめるということで縮小して掲載しているというものもございます。今後、インターネットのほうでウェブ版のほうで閲覧できることになりましたら、様式は原寸のサイズになると思っております。ただ、印刷上、2ページ、3ページにわたってくるものに関しましては、できるだけ1ページで内容等がわかるようにということで、業者のほうも1ページにおさまるような文字の縮小をしているというところで御理解いただきたいと思っております。

インターネットからで様式等とられることになりましたら、例えばA4用紙に統一されるとかというところできっちり出てくるかと思っております。これは印刷上ということで御理解いただければありがたいです。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、課長の返答では、そのページおさめたいという発言があったと思うんですよ。この号数を変えても十二分に入るんじゃないですか。どうですか。そういう点やっぱり考えてもら

って返答してもらいたいんですよ。2001の73、下に物すごい余白があるでしょう。それでも、この文字の号数を変えたら入らないという返答ですね。間違いないですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

号数を変えたら入らないというのではなく、このページに入るように縮小、縦横同率で縮小されたものがここに記載されているということです。ここ下まで余白があるから縦長になってしまうというようなこともございまして、このサイズの縮小になっているというふうに理解しております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） なければ……

（発言する者あり）

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 何遍も言うようですけども、このページについては、号数は変えてもらえるんですか、変えてもらえないんですか、このままいかれるんですか、それだけちょっと返答してください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） すみません。

先ほども言いましたように、インターネットから閲覧してプリントアウトする場合にはA4サイズになって出てきます。ただ、今この例規集はA4サイズでなく、A6サイズになっていると、その分で縮小がかかって印刷になっているということです。これからは業者とのやりとりになるかとは思いますが、そのページにおさまらなく、2ページにわたるようでしたら様式が見にくいと思いますので、そこは調整させていただき、どの程度まで拡大できるのか、どの程度縮小、ほかの様式については縮小しなければならないのか、そういうところは調整させてもらえる範囲で行っていきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 質疑がなければ、これで質疑を終わっていきたいと思います。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第1号、笠置町例規集内容精査に伴う現行条例の用語等の整備に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第1号、笠置町例規集内容精査に伴う現行条例の用語等の整備に関する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

この際10分間休憩します。

休 憩 午後3時22分

再 開 午後3時35分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第11、議案第2号、笠置町印鑑条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第2号、笠置町印鑑条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

印鑑登録証をカード型に変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 議案第2号、笠置町印鑑条例一部改正の件。

笠置町印鑑条例（昭和50年条例第5号）の一部を改正したいので、議会の議決を求める。

平成31年3月12日提出。笠置町長、西村典夫。

笠置町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、概要を説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、現在使用中の印鑑登録証、こちらのほうが在庫数が少なくなっておりまして、来年度新たに購入する必要がございます。現在、使用しておりますものは、昭和50年から使用しているデザインでございまして、45年が経過していることを考慮いたしまして、この機会にデザインや利便性を図ってカード型にするというものでございます。

他の市町村の登録証は、カード型が多数あるということと、プラスチック型のほうが安く作成できるというものでございまして、また紛失の届け出が多数ございますので、カード型にすれば財布やカード入れにおさめることができますので、そういった点にも考慮いたしま

してカード型にしたいというものでございます。また、カード型にしますと交付の記録つきが不必要になりますので、交付の時間の短縮というようなものにもなってきますので、これを機会にまた用語、用字等を整備させていただきまして、笠置町印鑑条例を改正させていただきたいというものでございます。

それでは、改正概要といたしまして、新旧対照表の4ページをごらんいただきたいと思います。

印鑑登録証をカード型にするため必要な文言を第7条の2項を加えまして、6ページ、第16条の2項にも必要な文言を加えております。4ページの7条の第1項第7号に、全各号に掲げるもののほか、印鑑の登録に関し必要な事項を加えております。これはシステム上、印鑑登録の原票の様式の備考欄に発行年数、届け出年数、管理番号、履歴番号、世帯識別、世帯番号、本人確認、印鑑材質、発行停止日、停止事由が記載されておりますので、このような表現とさせていただいております。ちなみに、近隣市で同様の表現となっております。

次に、第8条第2項につきまして、各号が必要なくなりましたので削っております。

6ページ、第16条第3項で印鑑登録証明書の記載事項を記載をしております。この改正によりまして、LGBT等に配慮いたしまして、男女の別を記載しない取り扱いとさせていただいております。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するというものでございます。以上簡単ですが説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

4ページの右の欄で（7）、これがちょっとよくわからないんですけども、全各号に掲げるもののほか、印鑑の登録に関し必要な事項とは、これ条例なのにこういう書き方があるんかどうかね。これ、条例で見た場合に、一般の人の、我々も、私もこれきのうちちょっと見とってわからんかってね、何かなと思って。どういうことですかね。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 大倉議員の御質問にお答えいたします。

先ほども附則の部分につきましては説明をさせていただいたと思うんですが、印鑑登録事務というものは自治事務と解されておまして、昭和49年自治通知で印鑑登録証明の事務処理要領が示されました。この要領に準拠することが適当とされまして、各市町村で事務の

統一化が図られております。この中の登録事項といたしまして、印鑑、印影、登録番号、登録年月日、氏名、年月日、男女の別、住所の項目が規定をされております。当町におきましても、この要領にしたがって条例の規定を設けてきておりました。近隣の町村もこの要領に準拠した形で条例を定めてこられておりますので、備考欄につきまして定める必要がないということで規定されておりますので、システム上、備考欄に先ほど申しました事項が記載されておりますので、近隣の市の条例を参考とさせていただきます、こういった条項を設けたものでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

いや、近隣はどうでもいいんですよ。だから課題としてね、またこれ一般の、例えばネットで何かなったらね、これ町民の人もこれいずれわかるかどうか、内容がね、課長さん方も今おられるけれども、実際よくわかりますか。私はちょっと理解できないんですよ。ほんで現在の第7条では、（1）の（8）までずっと書いている文ですね。それに急にこの（7）でこういう形で出てきて、本来ならこの男女の別とか住所、並列にする部分が含まれてはいないんですか。そういうことをその（7）というのはそんな云々よりも、並列で7、8、9、10とかね、そういうことが必要ではないんですかね。というのは、第8条で印鑑登録証の交付というのは、2号の（1）でこれが削除になって、要するに（7）のところに入ってくるんでしょう。その交付年月日、発行年月日というのはそういうことでしょうか。そうじゃないんですか。だから、そういうことになれば、（6）、7、8、ずっと9、10と羅列というか並列的に書けば一般的にわかりやすいんじゃないんですかね。何かこれ見ていたら、課長さん方、ほんまにどう思われるか知らんけれども、我々もちょっとこれ意味がちょっと全然理解できないんですよ。それ、よそはどうか知りませんが、よそもそれで通っているのかどうか知りませんが、ちょっと理解できない。例えば今言うたように、規則に押されるかどうかわからないけれども、その発行年、きのうはちょっと、これは具体的に言うたらあれですけども、きのうはちょっと電話でお聞きしましたけれども、やっぱり発行年月日とか届け出年月日とかいろいろあるんでしょう、世帯番号とか何かそういうこともこの括弧の中に含まれるということをお聞きしましたけれども、だから、それをこの中に入れば簡単なことではないんですかね。ちょっとこれだけではちょっと私もわからんし、一般の人もわからないと思うんですよ。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどから説明をさせていただいておりますが、印鑑登録事務というのは、印鑑登録の証明事務処理要領に準拠した形で各市町村が整備をされておりまして、その中にはこの備考欄の分については何も規定はございません。それで、各市町村におきましては、先ほど言いました印影、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、男女の別、住所を条例のほうに加えているところがございます。当町は、システムの備考欄のほうに、先ほど申しましたとおり発行年月日等々が記載されておりますので、その辺りをそういった形で整備をさせていただいたというものでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 何か今の、申しわけないけれども、今の説明聞いてもちょっとよくわからない、理解できないんですけれどもね。だから今言うたように、きのう聞いた発行年月日、世帯番号、届け出年月日、何やら履歴事項とかね、例えば第8条には、（1）に登録証明書の交付年月日と、要するにこれは発行年月日と同じことでしょう。これが（7）に今度入ってくるということでしょう。だから、8条のところはこれ、（2）のところには削除、（1）、2というのは削除になるわけですよ。それで発行年月日、交付年月日で一緒ですけども、それが（7）に入ってくるということでしょう、じゃないんですか。登録証の交付のところですね。何かもう一つ、私も理解できないんですけれども、これで。課長ができていなかったら、わしらも理解できないですよ。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 大倉議員の御質問にお答えいたします。

第7条につきましては、印鑑登録の原票のことをうたっておりまして、また、先ほどおっしゃいました登録の関係とは違いまして、先ほど申しました備考欄には発行の年月日というものと届け出年月日、それと管理番号、履歴番号、世帯識別世帯番号、本人確認、印鑑の材質、発行停止日、停止事由がシステムの備考欄のほうに打ち出されるというものでございまして、一概にこの全てを条例でうたってしまいますと、例えばその印鑑の材質につきましては、なかなかわからないという部分もございまして、そういった辺りで、わからなかったらもう登録しないのかというようなことにもなってきますので、余り細々した規定は設けないほうが良いということで、先ほどの印鑑登録証明の事務処理要領にもこういった備考欄は定めなさいというような規定ございませんので、今までは定めていなかったんですが、備考欄に先ほど申しました発行年月日とか、記載されてきておりますので、そういった形で今

回の表現のような形で条例を整備させていただきたいというものでございます。よろしくお願いいたします。

(「いや、まだ規則のことを答えていませんよ」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

だから、今言うているこの(7)を、今、発行年月日いろいろおっしゃったけれども、これを規則に入れたらどうかということも言ったんですけども、それはできないんですか。

何かちょっと本当にわからない。規則にどうですか、落とすことはできないんですか。

議長(杉岡義信君) 税住民課長。

税住民課長(由本好史君) 大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この条例が可決されましたら、その辺り規則のほうをいろいろ検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

大倉君。

5番(大倉 博君) 5番、大倉です。

条例改正のときには規則もつくってするもんですよ。条例が通ってから規則やるとは、そういうことじゃないんです、やり方、仕事のやり方というのは。条例があって、規則と照らし合わせてやるもんですよ。条例が通ったら規則に、そういう発想ではだめですよ。もうこれで質問終わります。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長(杉岡義信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第2号、笠置町印鑑条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第2号、笠置町印鑑条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第12、議案第3号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第3号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

国民健康保険の葬祭費の額を改正したいので、議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 議案第3号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件。

笠置町国民健康保険条例（昭和37年条例第40号）の一部を改正したいので、議会の議決を求める。

平成31年3月12日提出。笠置町長、西村典夫。

笠置町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、概要を説明させていただきます。

改正の理由といたしまして、先ほどの提案理由にもありましたとおり、葬祭費の額を改正させていただきたいというものでございます。改正概要といたしまして、第7条第1項中、3万円を5万円に改めるというものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するというものでございます。

簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第3号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第3号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第13、議案第4号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第4号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

国民健康保険法施行令が平成31年1月25日に公布され、平成31年4月1日から施行されるに伴い、笠置町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、議会の議決を求めらるるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 議案第4号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件。

笠置町国民健康保険税条例（昭和37年条例第33号）の一部を改正したいので、議会の議決を求める。

平成31年3月12日提出。笠置町長、西村典夫。

笠置町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、概要を説明させていただきます。

先ほど提案理由にありまして、国民健康保険法施行令が平成31年1月25日に公布されまして、平成31年4月1日から施行されるに伴うものでございます。

改正概要といたしまして、第2条第2項ただし書き58万円を61万円に改める課税限度額の引き上げでございます。第23条中、58万円を61万円に改め、同条第2号中、27万5,000円を28万円に改め、同条第3号中、50万円を51万円に改めるというものでございます。

附則といたしまして、施行期日、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

適用区分といたしまして、この条例による改正後の笠置町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君）　3番、向出です。

議案第4号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について反対討論を行います。

国保税は高過ぎることが問題であり、国の補助をふやし、負担を減らすべきです。今回最高限度額の引き上げで、比較的所得の多い方が影響を受ける内容ですが、国保税の引き上げに違いなく、負担の減とは逆行します。国の補助をふやし、負担を減らすことを求めて反対討論といたします。

議長（杉岡義信君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君）　これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第4号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君）　挙手多数です。したがって、議案第4号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君）　日程第14、議案第5号、笠置町森林環境基金条例制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君）　議案第5号、笠置町森林環境基金条例の制定の件について提案理由を申し上げます。

森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理及び運用し、森林の整備を進めるため、笠置町森林環境基金条例を制定するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君）　議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君）　それでは、議案第5号の笠置町森林環境基金条例の制定の件

について御説明させていただきます。

この基金は、国から森林環境税の譲与を受け、森林経営管理法に基づき、町が森林の有する災害防止や水源涵養などの多目的機能を維持するために、民有林の間伐など、経営管理を行うための基金でございます。

当面は、森林の施業履歴調査や管理対象森林の選定、森林所有者への意向調査など、基礎調査が先行することになりますので、譲与税を適正に有効に森林整備に活用するため、基金を創設し、具体的な整備計画の策定並びに所有者との合意が図られた上で、間伐などの森林経営管理事業を進めていくための基金条例を制定するものでございます。

なお、基金の活用については、一旦譲与税を基金に積み立て、使途が確定したものから歳出予算に計上し、基金を充当して活用する予定でございます。

それでは、条例の内容を説明させていただきます。

第1条では、間伐や人材育成・担い手の確保など、森林整備に関する経費に充てるため、笠置町森林環境基金を設置するものとしております。

第2条は、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額としています。

第3条では、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により管理しなければならないとなっております。

第4条は、基金の運用益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に繰り入れます。

第5条では、基金は第1条の施策に要する経費の場合に限り、これを処分することができるとしています。

第6条では、繰りかえ運用の規定を定めています。

第7条では、この条例に定めるもののほか、町長が別に定めるものとしています。

なお、この条例は、公布の日から施行するとしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第5号、笠置町森林環境基金条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第5号、笠置町森林環境基金条例制定の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第15、議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

監査委員の報酬について、職務の重要性と近隣の状況を鑑み、代表監査委員の報酬を13万2,000円に、議会選出の監査委員の報酬を6万6,000円に改定するものでございます。御審議いただき、御承認いただきますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件につきまして、説明させていただきます。

先ほど町長からの提案理由にもありましたように、監査委員さんにつきましては、職務の重要性とまた近隣の自治体との報酬の状況を鑑みまして、今回、増額とさせていただいたものでございます。

1ページをごらんください。

別表1の監査委員につきまして、学識経験者、こちらは代表監査委員の方にお支払いするものですが、5万円を13万2,000円に、議会選出の監査委員さんにつきましては、4万円を6万6,000円に増額としております。年間月例鑑査、また決算監査や研修総会、ことしにつきましては、公金紛失といったような監査委員さんに重要なことをお願いする機会もございました。現行日額でお支払いしている町の委員さんにつきましても、日額5,500円ということの基本としておりますので、そこを基に年額を増額とさせていただいております。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

この報酬については、ちょっとお尋ねしたいんですが、以前、別表の学識経験者は5万円、議員は4万円を、学識13万2,000円、議員は6万6,000円に改定されるということなんですが、13万2,000円に倍以上上げられた根拠はどこにあるのか。

それで、今説明あったように、近隣の町村を参考にしたということになる、それは結構なんですが、笠置町の財政から見て、これが本当に妥当かどうかというのを説明お願いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

今、松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

近隣でいきますと相楽東部3町村でございます。和東町さんでいきますと、議会選出の監査委員さんは8万円ということになっております。南山城村の委員さんにつきましては、月額で5,500円ということで、年額換算6万6,000円とされております。また、代表監査委員さん、学識の監査委員さんのほうにつきましては、和東町さんでは13万円、南山城村さんでは月額1万2,000円で、年換算14万4,000円ということになっております。毎年府内の監査委員さんの報酬の一覧というものが送付されてくるのですが、笠置町はほかの自治体につきましては、ほぼ10万円以上の金額設定をされております。その中でも、笠置町は4万円と5万円ということで、かなり長い間、この金額のままさせていただいておりました。

報酬審議会のほうで、町長の報酬改正があったときに、こちらの改正もさせていただきましたが、それからもう15年以上たっているというところもございまして、今回、監査委員さんの職務の重要性、また月例監査や決算監査の日数等も鑑みまして、近隣市町村との均衡も図るため、上げさせていただいたということです。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、質問の仕方が悪かったかどうか知りませんが、私は学識は8万2,000円上がっているですね。それで結局、議員さんは2万6,000円、これでもういいんですけども、よそから見た和東町とかそういうことで合わされたことはわかるんですよ。笠置町の財政としてこれが非常に正しいのかどうかを聞いたわけですよ。その点どうなんですか。私はそんなあれは聞いていないんですよ。正しいかどうかということを知っているんですよ。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問に理解できなくて申しわけございませんでした。

笠置町といたしましては、日額の委員さん、通常の委員さんの報酬については、日額で5,500円を払っております。監査委員さんにつきましては、これを合わせていきますと年15回程度、役場また研修等出ていただいていることとなります。それを考えますと5,500円の12回分ということで、今この6万6,000円というところを設定させていただきました。町の財政という御指摘ありましたが、日額換算にして年間12回出ていただくということも鑑みますと、財政厳しい中ではございますが、監査委員さんにも相応の報酬をお支払いするべきと思ひまして計算させていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

松本さんの言わはることも御もつともなんですけれども、僕は議員のこの6万6,000円が安いなと思って、逆に思うんですよ。やっぱり地方の議員が今限りなく議員不足に悩んでいると。実際、笠置町もこれから先はもっともつと議員不足が深刻化する状況にある中で、その議員の価値を何であらわすかという中に、やっぱり報酬もあると思うんですよ。端的に議員一つじゃ、絶対に子育てしながらやっていけないのが現状なわけで、その中でこういうふうに議員の価値を上げるようなタイミングがあるならば、やっぱり積極的にそれこそ年齢制限設けるとか、いろんな考え方はできると思うんですよ。だからその辺も鑑みて、もっと積極的に打つてもよかったのかなと。

例えば、和東町が8万円なら間をとって7万円にしましたと。その4,000円に何があんねんていう話ですわ。大の大人を1人拘束するのに1日5,500円、それはやっぱり安いんですよ。それが議員で、お前らなりたいたからなつたやろという話しもよく聞くからね。そこは慎重に判断せなあかんとこやというのはよくわかるんですけれども、やっぱりこれからの人の価値というものが重要とされる世の中になっていくと思うんですよ。もっとAIが発達したりとか、希薄な世の中になっていくんでね。だからこういうところで、田舎ならではじゃないですけども、そういう意思表示してほしいなと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

今、坂本議員のおっしゃっていただきました御指摘に対しましては、この金額で提案させ

てはいただいておりますが、近隣以外に町村部の平均からいたしましてもかなり低いものとなっております。例えば与謝野町さんでしたら、月額でも2万8,000円というところも出ております。そういうところも検討も必要やったのかもしれませんが、やはりまず近隣というところで御参考にさせていただいたのは和東町、南山城村ということでした。

議員さんの報酬、それからほかの委員さんの報酬につきましては、長い間現行のままでいかせていただいております。最低賃金と比較するわけではございませんが、時間の拘束等もしていただいているということもございまして、全体的に委員報酬等の改正等、また考えさせていただく時期になりましたら、報酬審議会にかけさせていただき、相応の報酬月額というところで検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 僕たち議員も、自分たちの価値を高めるために、議員で何してんのやと言われないようにしていかなあかん。それに対しての価値を求めていけるような働きをやったりこの中でやっていかなあかん。常に思っていますので、そういうチャンスがあれば、ぜひやっぱり議員の価値を全国に訴えていけるような自治体になっていかなあかんのも一つのまちづくりやと思いますんで、その辺みんなで頑張っていきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。なければ、これで質疑を終わります。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第6号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第16、議案第7号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件

を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第7号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

職員手当のうち、災害時出動手当を廃止し、管理職は管理職員特別勤務手当を、一般職は時間外勤務手当を支給することに改正するものと、係長職を3級に位置づける等、級別職務分類表の改正を行うものでございます。御審議いただき、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第7号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件につきまして、議案説明をさせていただきます。

今回の議案につきましては、級別職務分類表の改正と管理職員特別勤務手当の制度導入、文言整理ということにしております。

それでは、新旧対照表のほうで説明させていただきますので、まず、3ページをお願いいたします。

まず、第3条で規定いたしておりました超過勤務手当を時間外勤務手当に改める、これは国のほうの文言修正に伴う修正でございます。また、給与の種類につきましても、管理職員特別勤務手当というものを導入を加えるということにしております。

第10条の2におきまして、この管理職員特別勤務手当を記載しております。そちらのほうで説明させていただきます。

管理職員特別勤務手当というものは、平成27年度から国のほうで導入されまして、地方公共団体につきましても順次導入が進んでいるところでございます。笠置町におきましては、災害時出動手当というものを制定しておりまして、こちらにつきましては、笠置町独自の規定としておりました1時間当たり1,000円で、管理職でも一般職でも災害時に出勤した者について支給するというものにしておりました。ただ、これにつきましては、国のほうのこの管理職員特別勤務手当が導入されたことに伴いまして、見直し等も必要となってきたことから、今回導入というところで加えさせていただいたものでございます。

内容につきましては、まず、第10条の2で、管理職員、前条第1項の規定による規則で定める職というものが管理職に当たるものとなっております。管理職が土曜、日曜、祝祭日

に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給するというのが第1項でございます。

第2項におきましては、同じく管理職が平日の午前零時から午後5時まで間に勤務した者につきまして、特別勤務手当を支給するというものになっております。

ただ、第3項におきましては、その勤務時間が2時間に満たない場合は適応しないというふうな規定としております。

4ページに移りまして、第4項におきまして、支給する金額を規定しております。土日祝祭日に出勤した場合につきましては1万2,000円、第2号におきましては、平日の深夜に勤務した場合につきましては6,000円を支給すると、6,000円を超えない範囲で支給するというものに規定をしております。

第13条の2の災害時出動手当につきましては、削除をさせていただいております。

第16条につきましては、超過勤務手当という名称でしてございましたものを、この際に時間外勤務手当と、文言修正を全ての項目でさせていただいております。この管理職員特別勤務手当につきましては、臨時または緊急のための勤務ということで、通常の業務によりまして夜間の勤務であったり、土日の勤務であったり、通常事務の延長で管理職員が時間外の勤務をしても支給されないというものになっております。あくまで臨時または緊急のための勤務ということに対しまして支給するものとしております。

最後、7ページでございます。

別表第1におきまして、級別職務分類表を改正しております。3級に規定してございました係長を主査級と同等の職務として位置づけをしております。5級のほうで、会計管理者の職務を5級に移動させたという内容になっております。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第7号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第7号、笠置町職員の給与に関する条

例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第17、議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

働き方改革の導入に伴い、時間外勤務手当の上限を規則で定めることとするために一部改正を行うものでございます。御審議いただき、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件につきまして、説明させていただきます。

今回改正させていただく内容ですが、新旧対照表で説明させていただきます。

先ほど町長からも説明ありましたように、人事院の通知、また総務省通知等によりまして、働き方改革、職員の健康管理という観点から、時間外勤務時間を制限するという内容でございます。

まず、第8条でございます。第8条の第3項におきまして、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する必要な事項を規則で定めるというものとしております。国のほうからの指針で、月45時間、年間360時間というものが制限されてきております。ただ、ちょっと特殊な業務につきましては、月100時間未満、年間720時間未満ということでございますが、現行でも目安といたしまして月45時間、年間360時間というものは、職員の時間外勤務につきましては目安とさせていただいていたところでございます。

第9条の2につきましては、先ほどの第7号での給与条例のほうでの改正と同様、勤務時間超過勤務手当というものを時間外勤務手当に改正するというものにしております。

また、規則につきましては現在作成中ございまして、この月45時間、年間360時間というものを規則で規定させていただく予定としております。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今、総務課長のほうから説明はありましたけれども、念のための確認ということでお伺いしたいんですが、一応特別な場合は、今規定していただいた月45時間を超えてもということでしたけれども、これはもう45時間で、この笠置町の職員は制限していくと、月の時間外は、そういうことで認識していいのか、特別な場合はそれを超えても認める場合があるのか、その点確認したいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問をお答えさせていただきます。

月45時間、それから年間360時間というものは上限の設定でさせていただきますが、特例業務、災害、それからそのほか避けることができないような事由によりまして、臨時の必要があった場合は、月100時間未満というところで必要に応じて認めざるを得ないのではないかと考えております。災害時、いろんな部署で出動していただくこともございますので、そういった状況の中では45時間で上限だけを見てはいけないというところもあると思います。ただし、そういう場合につきましては、健康や職員の体調管理等、十分に管理職のほうで注意をしながら、時間外勤務の命令をするように、そちらはまた指示させていただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今ね、例えば80時間とか100時間とかおっしゃった。それに対して、よそでは80時間を超えたら健康管理、産業医から受けるとか、そんなことがあるんですけども、実際80時間、100時間というのがあるかどうかはわかりませんが、それで過労死とか、場合があるんで、そういったことはどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

現行、今、新旧対照表の2ページに、超勤代休時間というものを記載しております。こちらにつきましては、大体月60時間を超えた勤務につきましては、もう時間外手当ではなく、代休をとりなさいということで指示させていただいております。大倉議員おっしゃったように、職員の体調、健康管理が一番かと思っておりますので、100時間近い、また60時間を超え

るような職員につきましては、医師の診察も必要な職員も出てくるかもしれないので、そこから辺りは管理職として、全員気を配りながら、時間外勤務命令を出すように指示させていただきたいと思えます。

当町、産業医というものが設置、必置ではございませんでして、それぞれのかかりつけの先生に御相談させていただくとか、町の町医さんにお話しさせていただくとかという対応になるかとは思いますが、そこらは十分注意した上で、進めていきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第8号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第18、議案第9号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第9号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件について提案理由を御説明申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する事業等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準省令（平成30年厚生労働省令第5号）の発布により、共生型地域密着型サービスに関する基準を新たに追加するなど、所要の改正をするものでございます。

施行日は、公布の日でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

議案第9号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件につきまして、御説明申し上げます。

量が膨大になっておりますので、お手元に参考資料ということで配らせていただいています。参考資料と議案書と見比べながら、要点をなるべく簡単に御説明申し上げます。

まず、この改正でございますが、先ほど提案理由にもございましたが、この改正につきましては、介護報酬に係る改正と合わせて3年に一度改正されております。今回も、30年度におきまして、この基準等の一部改正、省令が發布されましたので、これに基づきまして介護サービス等に係る基準を定める条例について一括改正させていただいています。条例の鑑めくっていただきますと、改め文がございますが、この中には関係する基準条例、4条例入っております。そういう構成の中で、4つの条例を一括に一つの省令、この省令自身も幾つもの基準条例をつくっております、これも一括の省令になっておりましたので、あわせて一括で提案させていただくというふうなスタイルでございます。

まず、要点のみの説明にさせていただきます。参考資料の(1)定期巡回随時対応型訪問介護看護というふうなサービス体系の中の話してございまして、①オペレーターに係る基準の見直しということで、新旧対照表の29ページをごらんいただいたらいいと思います。ここに第6条の第2項というふうなところで、オペレーターの基準を3年以上の経験については、1年以上に緩和されたというふうなところが改正されております。

それから、①のイでございますが、これは第5項になります。これは30ページでございますが、ここではオペレーターの同一敷地内の事業所の職員が兼ねられると、日中夜間も通じて兼ねられるというふうな、職員が兼務できるような要件緩和がされているところでございます。

それから、②でございますが、38ページで、介護医療連携推進会議の開催頻度の緩和というふうなところで、この頻度が年4回から年2回に緩和されてございます。

それから、③の地域へのサービス提供の推進というところ、これは同じページでございますが、地域の利用者に対してもサービスの提供を行わなければならないことを明確化した。地域密着型というのは、小規模でいろいろなサービスを提供できるような事業所でございますので、その敷地内でサービスが完結することのないように、周りを含めた地域でサービスを提供しなさいというふうな位置づけというふうなところでございます。

それから、(2)の夜間対応型訪問看護の類型に入らせていただきます。参考資料の1ページの下段でございますが、これは先ほど定期巡回のほうで説明した形と一緒にござい

して、これは41ページがそこに当たります。これが夜間対応型訪問介護の改正でございます。オペレーターの基準の緩和というふうな措置がされております。

それから、参考資料の2ページにまいりまして、(3)の地域密着型通所介護というふうな施設類型での改正でございます。47ページから49ページにかけて規定されております。47から49で、共生型地域密着型通所介護というふうなところで、提案理由にもございましたように、共生型のそういうサービスを提供するときの基準を新たに創設されたという規定でございます。

それから、51ページにまいりまして、療養通所介護という施設類型の中で、点数の見直しがされております。地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する観点から、指定療養通所介護事業所の定員数を引き上げるというふうなところでございます。

それから、55ページにつきましては、認知症対応型通所介護、ちょっと説明漏れていましたけれども、認知症、次の(6)も一緒なんです。認知症については、要介護度は関係なくて要支援の方もできますが、ほかの今説明させていただいる、これからも説明いたします。類型については、基本的には介護1から5の方が対象になるというふうな理解をしていただければと思います。

それで、5番に戻りまして、認知症対応型通所介護の類型の中で、このユニット型が今はやりというんですか、通例になってきております。その利用定員数を、1施設当たり3人以下から1ユニット当たりの基準、12人以下というふうな形で利用の利用者数を多くするというふうな改定が行われます。

(6) 認知症対応型共同生活介護、これは70から71ページにかけてきて、させていただいているところでございます。これもところどころ出てくるんですが、人権擁護の観点から、身体的拘束等の適正化が規定されております。これの適正化を図るために、その対策を検討する委員会の定期的な開催を義務づけを明確化しているというふうなところでございます。

それから、76、77に地域密着型特定施設入居者生活介護というふうな規定の中でも、同じように身体的拘束等の適正化を義務づけているところでございます。

それから、この施設の②でございます。参考資料の2ページの一番下でございますが、104から106ページにちょっとこれは飛ぶんですが、療養病床等から医療機関併設型の地域密着型特定施設へ転換する場合の特定というふうなところでございまして、介護、療養型医療施設、または医療療養病床から医療機関併設型の指定地域密着型特定施設入居者生活

介護に転換する場合について、人員基準の特例を設けておるものでございます。

それから、参考資料の3ページにまいりまして、83ページにちょっと戻ります。83ページで(8)の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、この①につきましては、身体的拘束等の適正化というところで、83ページの157条第6項の部分については説明を省かさせていただくと。

それから、84ページの②でございますが、165条の2の入居者の医療ニーズへの対応ということで、入居者の病状の急変に備えるために、予めその担当医師との連携方法について、施設あるいは病院との取り決めを義務づけるというふうなところの規定がされております。

それから、参考資料の(9)の看護小規模多機能型居宅介護というふうなところの改正が90から91ページに改正を書かせていただいているところです。①のサテライト型事業所の創設というふうなところで、本体の事業所と別にその機能を持たせた小規模なサテライト型の小規模多機能型居宅介護事業所というものを創設可能となったというふうなところでございます。

(9)の②でございますが、これもこの看護多機能居宅介護については、その基準を緩和すると、より事業者が参入しやすくなるというふうな観点から緩和されております。

それから、その他でございますが、この改正条例の中に、ところどころに介護医療院というふうなところが追加されております。そういう表記が今回加えられたというふうなところでございます。

それから、参考資料4ページにまいりまして、改め文の第2条になるわけですが、笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正というふうなちょっと長ったらしいところですが、これは予防のほうの分野に入るわけでございます。ページ数は112ページで、第9条の第1項というところでございます。

介護予防認知症対応型通所介護の類型の中で、供用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直しがされております。このユニット型の考え方は、先ほどと一緒に、1施設当たり3人以下から、1ユニット当たりユニットの2カ所と合わせて12人以下というふうな見直しがされております。

それから、(2)の介護予防認知症対応型共同生活介護、これは133ページで第78条の第3項になります。これは、身体的拘束の適正化もここでも新たに加えられたというふう

なところでございます。

その他は、介護医療院の追加というふうなところでございます。

参考資料の5ページにまいりまして、第3条と、これは3つ目の笠置町の条例の改正でございますが、笠置町指定介護予防支援事業者の指定に関し、必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正ということでございます。

ページは139ページ。第3条の第4項で、障害福祉サービスと介護保険サービスの密接な連携を明確にしたというふうな改正になってございます。

それから、140ページの②で、公平中立なケアマネジメントの確保ということで、利用者が押しつけがまなしに、希望によってケアプランの作成を選択できると、ケアマネジメント先を選択できるというふうなところをちゃんと説明しなさいというふうなところの定義がされております。

それから、③で医療と介護の連携の強化、これは先ほども例があったわけでございますが、入院時の入院時における医療機関との介護施設の連携強化というふうなところで、140ページ、第6条第3項に規定しております。

それから、144ページ、145ページの中で、第32条の13号の2というところで、平時からの医療機関の連携促進ということで、新たに定義をしていくということでございます。

あともう一つ、4つ目の条例改正は、参考資料の5ページの一番最後でございますが、笠置町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例一部改正と。この中で関係条例の一連性といいますか、暴対法の関係がこの条例には抜けておりましたので、この機を捉えまいりまして、規定を明記させていただいたというふうなところでございます。

その他、規定ぶりの統一とか、法政務上望ましい規定ぶり表現にかえるというふうな部分につきましては、説明は省かせていただきました。大まかな説明で、なかなか理解は難しいとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ちょっと難しいんでわからへんけれども、これ笠置町の中でこれに該当する事業者という

か団体はないんですね。生楽さんなんかは、これではないですね。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたしました。

西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域密着型サービス事業所というのは、今、郡内ではやはり木津川市、奈良等、大都市にはございますが、笠置町には存在しません。利用するときは、ケアマネと利用者の意見を反映して、町外の施設と交渉して契約して、この基準に基づいて利用していただくというふうなところでございます。ただ、利用、今ございませんが、利用の手前までいったケースもございますし、今後このいろんなサービスが多機能で利用しやすい施設というのは、今後笠置町の介護サービスにも必ずや増えてくるというふうなところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

わかりました。それで、ちょっと中身について、ユニット型とそれからサテライト型か、これのちょっと概略どんなもんなのか説明願えますか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

既に日本語化しているんで、上手に御説明できなかつたら申しわけないんですけども、サテライトというのは、いろんなところで出てきますが、本体とその事業所の本体ではなくその出先、その機能を持った小規模な出先というふうな意味でサテライトというふうなところで用いております。介護の関係はそういう意味で考えていただいたらいいと思います。

それから、ユニットですが、今、養護老人ホームにしても、共同型から個室型になってきています。個室型は一部屋ずつ分けられています。ユニット型も一部屋ずつ分けられているんですけども、その中に共有スペースというのが必ずございます。何が違うのやということは、その管理のしやすさというふうなところにあると思います。そういうちょっと概念的で申しわけないんですけども、そういう形態のことを言うということで御理解いただければと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。

私も今、西岡議員が言われた、ユニットとあと何やサテライトあんまりわからなかったん

けれども、この表でいって2ページの(5)の認知症対応型通所で、例えばここに地域密着型介護老人施設における利用定員を3人からうん十人というのがありますね。だけど、これは施設が決めることであって、条例で何でかなと思ったりするねん。意味がちょっとわからんので説明、施設がね、ここの介護老人施設における利用定員を3人とか10人とかね、これは施設が決めることであって、ここ笠置の条例で決めることなんですか。ちょっとこれ意味がわからなかったんでお聞きしたいんですけども。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

ここの3人、1施設当たり3人以下から、1ユニット当たり、ユニットの入居者と合わせて12人以下というのは、これは緩和でございます。この基準以下で、この共用型の認知症対応型通所介護事業所は認可できますよというふうな基準でございます。これは、ユニット方式をとったら12人以下まで許容範囲ありますよ、ただ1施設当たり3人、今までは3人以下しか基準がなかったと。それで、今回の改正で1ユニット当たりの人数がとれる、それも12人以下に許容範囲がふえると、類型がふえるとともに人数もふえるというふうな基準緩和でございまして、この基準を満たせば介護給付が給付できますよというふうな考え方の緩和というふうに御理解いただいたら、ちょっとはわかりやすかなと思います。すみません、失礼します。

（「条例の中で言ったんちゃうんか」と言う者あり）

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） ですので、申しわけございません。

そういう基準を設けるということでございます。条例で縛らんと、その介護給付の施設というのは、いろんな粗悪な施設ができますので、やっぱり一定、国で大まかな基準が、省令が出まして、その省令の範囲内で、町条例で基準を定めると。それで、町の権限をもってその施設を認可して、入居者がその施設を利用すると。いわゆる国の基準に準じた形で、これは地方分権一括法で、町の自治体におりてきた権限移譲でございまして、いわゆるその施設を基準を町条例で定めなければならないというふうな条例の整備の一環となっておりますので、町条例で基準を定める必要があるというふうなところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

何というんですか、ここに書いてある介護医療連携推進会議の件なんですけれども、今までは年4回だったんですね。今度は年2回とするとこうなっていますね。しかし、これはこれでいいかもしれませんが、65歳以上いろいろ言われている中で、こういう6カ月に1回しかできんような会議はどうかと思うんでね、その点どうなんです。片方のほうでは1回以上と書いてありますね。片方のこの資料には、2回とすると書いていますね。そういう点どうなんです。私は、こういう高齢化になれば、もっと情報の提供もありますし、こういう規定にかかわらず、笠置として、今3カ月に一遍の連絡会議をするように私は要望したいと思います。その点どうなんです。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、省令が改正されたところに、介護医療連携推進会議の効率化の観点から開催頻度について、年4回から2回とされたものであり、今、議員おっしゃったような形の面は当然課題としては残ると承知しておりますが、そこは実際の利用者との契約の中で、その人に適した利用の仕方というものをケアマネと相談しながら、実態としては運営させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第9号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第9号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件は原案のとおり可決されました。

この際10分間休憩します。

休 憩 午後5時06分

再 開 午後5時13分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第19、議案第10号、笠置町運動公園の設置及び使用料徴収条例全部改正の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第10号、笠置町運動公園の設置及び使用料徴収条例全部改正の件について提案理由を申し上げます。

笠置町運動公園は、現在、委託により管理運営を行っていますが、指定管理による管理運営もできるようにするために全部改正を行うものでございます。御審議いただき、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第10号、笠置町運動公園の設置及び使用料徴収条例全部改正の件につきまして、説明させていただきます。

現行の笠置町運動公園の設置及び使用料徴収条例につきましては、平成12年に制定しております。この条例につきまして、題名及び内容を全部改正いたしまして、新たに制定するものとしております。

改正の理由といたしましては、先ほど町長からもありましたように、現行、委託により管理運営を行っておりますが、指定管理により管理運営もできるようにということで全部改正をしたものでございます。

それでは、条例の説明に入らせていただきます。

まず、第1条におきましては、設置の意義を掲載しております。こちらにつきましては、以前と変わらない内容となっております。すみません、新旧対照表のほうで説明させていただくほうがわかりやすいので、そちらで申しわけありません、お願いいたします。

4ページでお願いいたします。右側の改正後の案でございます。第1条で先ほど言いました設置、それから第2条におきましては、名称及び位置を規定しております。笠置町運動公園で、位置といたしましては、大字有市小字岩谷17番地となっております。現行の条例の

第1条に規定していた内容でございます。

第3条といたしまして、管理でございます。運動公園は、総務財政課が管理する所管の課としております。

第4条におきまして、新たに指定管理者による管理というものを入れています。

第5条におきましては、指定管理者が行う業務の範囲を規定しております。第1号におきましては、運動公園の利用の許可や取り消し、それからページめくっていただきまして、第2号には施設の維持管理、また第3号では利用料金の徴収、第4号におきましては、スポーツ振興に関する業務といたしまして独自業務をいれています。

第6条におきましては、指定管理者が行う管理の基準を規定しております。

第7条では、使用の許可、申し込みの期日等を指定いたしていただいております。

第8条におきましては、使用の制限を規定しております。第1号におきましては、公の秩序を乱し、また善良な風俗を害するおそれがあるときとか、運動公園の管理上、特に支障がある場合、また第3号におきましては、暴力団排除条例に基づく規定を入れておるものでございます。

第9条におきましては、使用時間を規定しております。午前8時30分から午後5時まで、使用時間を設定しております。

使用权の譲渡につきましては、使用の権利を譲渡したり、また許可を受けた施設や設備等を転貸してはならないということを規定しております。又貸しというものの禁止にしております。

第11条におきましては、使用料の規定でございます。現行の使用料と変更はしていません。

第12条におきましては、使用料の返還でございます。想定されるものとしては、雨天の場合等キャンセルに際する使用料の返還等の規定をしております。

第13条におきましては、原状回復を規定しております。施設その他、使用が終わったときは原状に復すということでございます。

第14条におきましては、故意または重大な過失におきまして、運動公園や備品等を破損したりした場合、なくした場合につきましては、原状に戻し、賠償しなければならないということに規定しております。

現行の条例におきましては、第7条まで、短い条文となっておりますが、運用に関しては、管理規則、管理運営規則を制定してございました。この規則と、それから現行の条例等を合わ

せまして新たな管理運営に関する条例を制定したものとしております。

施行といたしましては、平成31年4月1日からの施行としておりますが、経過措置といたしまして、現行もう4月以降の利用申し込みが発生しておりますので、それにつきましては、現行条例をそのまま、改正後も運動公園の以前の条例に基づいてしたものといたしまして、使用料の徴収をさせていただくというものとしております。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

この運動公園の条例変更については、今までは総務財政課が管理していたと。けれども、これ管理し切れなくなってきたから指定管理制度を導入して、指定管理者に管理してもらおうと、こういう考え方でよろしいんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

今の西岡議員の御質問ですけれども、現行、総務財政課が抽せん、使用の申し込みの受け付けであったり、直接事務を行っております、施設の維持、それから清掃等につきましては、現状でも委託でさせていただいております。し切れなくなつたとかということではなく、より運動公園の活用を広めていただくためにも、指定管理者による指定、独自事業も実施させていただくとかというものを検討させていただいて、指定管理ができるという、まだその状態です。平成31年度につきましても、今の状態、まだ委託のまま、31年度は4月からお願いするということですが、今後、指定管理による管理ということも視野に入れて、改正させていただいたということでございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

ということは、4月1日から指定管理者にやってもらうんじゃないに、今のところは現状のままでいって、いつになるかわからんけれども指定管理でやっていきたいと。それはそれでええと思うんですけれども、そうしたら、指定管理料はまだ発生していきますよね、その辺今の委託の金額とどういう考えを持っておられるのかお聞きします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問ですけれども、現時点では指定管理料を幾らにするとかというところまでは、まだ検討の段階には至っておりませんが、平成29年度の決算の状況を申し上げますと、使用料による収入が約45万円でございます。申し込み全体といたしましては60万円ほどあったんですけれども、キャンセル、それから雨天によるキャンセル等も含めまして、大体年間45万円から50万円というところで今推移しているところでございます。

これに対しまして、管理委託に関しては130万円程度が必要となっております。それ以外にも、浄化槽の維持管理でありますとか、電気代、それから運動公園整地するためのトラクターの維持費等含まれますと、大体160万円以上の経費が必要となってきております。かなり使用料収入との差もございますので、指定管理料を幾らに設定するかというと、その基準といたしましては、今のこの維持管理に係る経費以内では抑えていきたいなとは思っておりますが、申しましたようにまだ導入時期、それから指定管理料という積算も今のところまだできていない状態ですので、導入するに当たってはまたそういうところも細かく積み上げた中で検討させていただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

別表第11条関係で、使用料の関係ですけれども、このいこいの館のゲートボールとか見えていますと、使用料半日単位とかなっているんですけれども、これ時間単位になっていますよね。だから、これを半日単位、それといこいのゲートボール場の場合は、町内、町外関係なしにこういう料金設定ですね。いこいというのはそうですね。町内、町外関係ない。それやのに、こちらは何で町内、町外でされるかね、その斉一性というか、確かにいこいの場合、あつちは屋根もあってきれいでこういうふうになっていますけれども、この時間単位じゃなしに、グラウンドは半日、1日単位になっていますよね。ゲートボールはこれは時間単位になっているの、ここもいこいの館は半日、1日単位になって、何ぼだか設定になっていますけれども、そういうことはどうなんですか。

それと先ほどいったように、いこいのほうは町内、町外関係なしの料金でいっています。

こちらは、今出されたのは町内、町外、何でこんなに半分の差につくるのかなと思って。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員から御指摘のありました使用料につきましてですが、導入時期等もございまして、今使用料の見直しを全くかけていなかったもので、現行の使用料の規定をさせていただいてお

りました。町内が半額ということですが、これは町内の住民さんに対しまして、健康増進でやっているここの設置目的もありますように、町民の体力向上、心身の健全な発達、こういうところを十分運動公園を活用していただいて、こういうことの目的に合致するように利用いただきたいということで、運動公園設置当初から町内の団体さんにつきましては半額ということで考慮させていただいておりました。

ゲートボール場につきましては、ゲートボール自体の試合時間がたしか30分程度やったと思うので、半日というよりも2時間で終わるとか、そういうこともありましたので、時間単位の設定に当初していたというふうに思っております。

今後、料金収入のほうも低いこともございますし、おっしゃいましたように、いこいの館との整合ということもありますので、使用料につきましては、また今後内部で検討させていただき、もしかしたら上がる、また、町内と町外の団体をどのように区分するかということも含めまして、検討させていただけたらと思っております。

先ほども言いましたように、料金収入がかなり低い状態ですので、上げて利用が減るのか、上げて利用団体がそのまま来ていただくのかというところもあると思うんですけれども、できるだけ町民の御利用に負担のならないような形でできましたら町内と町外、金額設定をするなり、また検討させていただきたいと思えます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

だから、先ほど言ったように、いこいの館のこととこれと体系が違うからね、その辺の整合性とか、高い安いかは別にして整合性とか、時間単位じゃなしにこちらは半日、1日単位でしょ。そういった設定とか、その今おっしゃったことがちょっと、1時間単位でやるとか、ことがちょっとわからん。こちらやったら、そんな何でその半日、1日になっているのかね。整合性がとれないでしょう。一遍また今後検討してください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員おっしゃいましたように、いこいの館と運動公園と差があるということも確かですので、そこらはまた合わさせていただくか、どのようなことにするか、また検討させていただきたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

この指定管理が通ったときに、町にとってプラスになるということをもうちょっと行政側からも聞きたいなと思うんですよ。現行のままでいくと、聞く話だと全て抽せんを行わないといけなくて、町にとって、町の料理旅館やそういうところにプラスがあるお客さんが望まれても、抽せんではとぼれるとその仕事自体なくなってしまうと、そういう可能性が今十二分に考えられて、なかなか積極的な経営ができないという話を聞いているんでね、こういうことが行われれば、笠置の地方の業者さんにとってプラスのこともあるやろうし、笠置のスポーツ振興がもっと深まるという話しの前提でこの条例を改正するんやという話しをもうちょっとしてもらえれば、すんなりいくのかなと。そうならば早く指定管理条例を通して、そこからプロポーザルにいけるような流れをもっと早く築かなければいけないと、そういうふうになってくると思うんで、もうちょっとここに対する利点、ここを説明願えたらなと思うんですけれども。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問、お答えさせていただきます。

坂本議員おっしゃいましたように、今現在は、町外団体は1カ月前の抽せん会、町内団体さんにつきましては、2カ月前に申し込みということにさせていただいております。坂本議員おっしゃいましたように、大会、それから合宿等組まれていても、抽せん会で漏れてしまうということもあるようなことも聞いております。そういうことを指定管理に、やはり役場で直接やっておりますと、公平な立場で全てしないといけないということもございますので、そこが指定管理に移行した場合、クリアできていくということも大きなものがあると思います。少しでも多くの団体さんに使っていただきたい、有効な活用をしていただきたいという思いは、直接であっても指定管理での運営であっても思っておりますので、利用、サービスを広げるといいますか、そういう面では指定管理に移行していったほうがいろんなパターンの選択肢がふえるのではないかとこのように思っております。

移行の時期につきましては、先ほどちょっと予算のお話しもさせていただきましたように、現状では委託業者に管理運営をお願いしておりますので、そこも含めましてできるだけプロポーザルであったり、指定管理に関して早い段階から進めていけたらというふうには思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 観光の面においても、こういう1つ1つのお金は結構動くと思うんです

よ。きっちり取りこぼしなくとっていけば。笠置は本当にある程度お金が稼げる町やというのをやっぱり見せやんと、ほんまにこの笠置に住む意味というのを、お金だけじゃないんやけれども、やっぱり先立つものがなかったらみんな御飯食べられないんでね、若い子移住・定住それこそ進めるのであれば、こういうもきっちり事業化して行って、行政の仕事の効率化も図り、みんなに責任感持ってもらえるようなまちづくりを切に願いますので、早急に対応をよろしく願います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町が運動公園を指定管理に移行していく、そういう大きな狙いにつきましては、やはり今ある運動公園がさらに利用が広がる、それからその指定管理者によりますいろんなアイデアとかいろんなしかけ、そういうものにおきまして、あそこがもっと利用が広がってにぎやかな運動公園になっていくというように思っております。

今まで問題に、よく問題といいますか、要望を聞いておりましたのが、合宿に笠置に行きたい、また大きな大会を開きたいけれども1カ月前からしか予約がとれない、そういうことにおきまして合宿ができない、大きな大会が計画できない、そういうことをよく言われておりましたが、この指定管理者制度に移行した後は、こういうことも柔軟に考えていけると私は考えておりますし、笠置町の宿泊施設で合宿をしていただき、いこいの館に入っただき、また地元の人との交流もできる、そのような利点も広がっていくと私は思っておりますので、そういう思いをもちまして管理に移行していく、そのような思いでございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

この条例改正について、ちょっとお聞きしたいんですけれども、今までのここに、何というんですか、原状回復、13条がうたってありますね。これは、こういうチェックはどこがされるんですか。総務財政課が管理するということになっていきますけれども、どういう方法でやられるんですか。

もう一つ、先ほどもちょっと大倉議員が言うてましたね。グラウンドの使用料、笠置町のグラウンドは大したものですよ。国道の横にあって整備されています。しかし、ここに改正するというのをうたっておられる中で、ゲートボール場、さっき上げたように1時間150円ですよ。4時間やって600円です。いこいの館の屋内は2,000円ですよ。しかし、その中でうたってあるのは、1面とうたってあるんですよ。このグラウンドでは3面

あるんですよ。3面が150円ですか。そうすると、1面50円なんですよ。そういうのをどうのように判断されてやられたんか。

それと、この施行は4月1日からやるとうたってありますね。それはまた委託しているからいけないということを知っているんだったら、何で4月1日からに改正が実地、施行されるんですか。もっと長期ビジョンに立った企画された方法でやらないことにはだめだと思っ  
たんですよ。150円ですよ。片方のほうでは、屋内のほうでは1面とうたってあるんですよ。ここはただのゲートボール場、そういうのを現場を見られてこういう料金を出されているのか、その点ちょっとお答えください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問、お答えさせていただきます。先ほど大倉議員の御質問にも同様の御答えさせていただいたと思うんですけども、使用料につきましては、現行のものと修正はしておりません。今後、使用料収入等とも鑑みまして値上げということも必要なのかもしれませんが、現行は今のまま、先ほどいこいの館との差があるということも御指摘いただいておりますので、そこらも含めて今後の検討課題とさせていただきたいと思っ  
ます。

また、施行期日につきましては、4月1日からこの条例に移行するというものでありまして、内容等につきましては、何ら変更するものではございません。指定管理ができるというものに条例改正をしております、その施行日が4月1日になっております。経過措置にもありますように、現行の既に行っております使用の許可や使用料の徴収につきましては、現行の条例に基づいて行われた許可、徴収というものにみなすということも経過措置の中であ  
りまして、利用いただいております。それで、利用いただいております、利用されております団体さんにつきましては、現行と何ら変わるものではないということで御理解いただきたいと思います。

それから、今までの条例と、それから管理運営規則というものもございまして、それを新たな全部改正をいたしました条例の中にうたい込みをしておりますので、先ほども言いましたように、内容について大きく変わったものではないということで御理解いただけたらと思  
います。

重ねてになりますが、使用料につきましては、御指摘いただきましたとおり整合性もござ  
います。ここの運動公園が設置された平成12年当時のゲートボール場の1時間、それから1面であるのか、3面というところもございまして、その部分をそのまま現行に規定した

ということでございますので、今後ちょっと検討も含めてさせていただきたいと思います。  
以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、この表題からいくと、全部改正の件と書いてあるんですよ。今話を聞くと指定管理者を導入するというだけの条例じゃないんですよ。そして、この損益見たら、収益と経費のほうが逆になっていますね。160万円の経費がかかっているということになれば、この150円も見直しの一つの課題じゃないですか。違うんですか。

だからね、こういう状態を見て後からまた話しを持っていくというこの行政のあり方に私は非常に疑問を感じます。終わってからまたやります、やります。やはり先ほども言いましたように、長期ビジョンに立った回答、改正をしてもらわないと、そのたびに我々またこういうことと言わなあかんことになるんですよ。違うんですか。

だから、全部改正と書いてあるんですよ。違うんですか。指定管理者だけとは書いていないです。そうしたら、なぜ使用料が150円、そのまま据え置きするんですか。そういう点、ちょっと腑に落ちないところがありますので、もう一度検討してみてください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問、お答えさせていただきます。全部改正という手法をとりましたのは、この新旧対照表で見ていただきましたとおり、現行の条例は、第1条から第7条、見出しも規定されておられません。こちらにつきまして、全ての内容を見直し、現行の規則、条例、要綱等を鑑みまして新たな改正案にしております。

全部改正やから金額改正もしないといけないということではなく、全部改正も文言修正でありましたり、内容の改正ということも含まれますので、使用料につきましては、据え置きとさせていただきます。また、使用料につきましては、周知期間というものも必要と思いますので、3月に条例提案して、4月から施行ということは利用団体さまにも御迷惑がかかるということもございます。利用料を上げるとなると、やはり3カ月以上前から使用料の改正を利用団体さん、また広報もする必要もございますので、その時点に合わせまして料金改正等検討を進めていきたいと思っております。

それから、先ほど松本議員の御質問、一つ御回答させていただくの漏れておりました。現状回復というところで、どこが確認しているんやと、総務財政課が確認するというところに

なっておりますが、グラウンドゴルフの利用団体様には、今までもいろいろと御迷惑をおかけしたということは担当のほうからも聞いております。まことに申しわけございませんでした。

現行、現在グラウンドの整備につきましては、土日の使用に固まっておりますので、月曜日に整備に入っていただき、できる限りほかの利用団体様にきれいな状態で使っていただけるような状態を維持しようと担当のほうも考えて、維持管理に入っていただく団体様と調整しながら考えていております。総務財政課が直接現場を見に行く、また、維持管理の団体、そちらに委託しておりますので、その団体が見に行くというところも徹底できていなかったところもございますので、今後はできる範囲、できる限り利用者様に気持ちよく使っていただけるように、グラウンドゴルフの皆様には御迷惑をできる限りかけないような形で利用していただきたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

今、非常に、課長から説明してもらったんですけども、このフォーマットはどうなんですか。ここに今料金という話しありますね、4ページ。運動公園の使用料は次のとおりとする。棒線引って張ってあるんですよ。しかし、これは現行ですよ。改正のところには何も書いていないですが、書いてある位置が、料金が変わらなかつたら、なぜここに棒線が入ってくるんですか。だから、もう少し落ち着いてゆっくりと私の質問に返答してもらいたいと思っております。どうこういうんじゃないですよ。ただ、こういうことを考えて回答するんだつたら、これおかしいじゃないですか、こんな。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問、お答えさせていただきます。

4ページの新旧対照表を見ていただきましたら、第6条で、運動公園の使用料は次のとおりとするというふうにしております。新たに提出させていただきました条例につきましては、使用料を第11条で規定しております。運動公園の使用料は別表のとおりとするというふうに変更しておりますので、このように下線を引かせていただいております。

また、全部改正になりますので、現行と改正後の案について、全てのものに下線を引くというものが法制上必要となっておりますので、このような対応をさせていただきます。改正がない部分につきましても、下線を引かせていただいております。例えば現行の第5条、

運動公園は総務財政課が管理するというものは、現行でも第3条で文章としては変わっておりません。ただ、これは全部改正ということでございますので、法制上、法制執務上、全部改正の場合は下線を全て引くということですので、そこらは御了解いただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第10号、笠置町運動公園の設置及び使用料徴収条例全部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第10号、笠置町運動公園の設置及び使用料徴収条例全部改正の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第20、議案第13号、平成30年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第13号、平成30年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額2億3,727万5,000円に、歳入歳出それぞれ3,302万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億425万円とするものでございます。

主な内容は、歳入では、府補助金を減額し、歳出では、保険給付費の決算見込みにより、減額の補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（由本好史君） 議案第13号、平成30年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件につきまして、御説明をさせていただきます。

歳出から説明させていただきます。7ページをごらんいただきたいと思います。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費2,792万8,000円の減額。2目退職被保険者療養給付費69万7,000円の減額。3目一般被保険者療養費30万円の減額。同款、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費340万2,000円の減額。2目退職被保険者高額療養費69万8,000円の減額。いずれも決算見込みによりまして、減額をさせていただきます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。6ページをごらんいただきたいと思います。

6款府支出金、2項府補助金、1目府補助金、4節保険給付費等交付金普通交付金で3,302万5,000円の減額補正をさせていただきます。先ほど歳出で説明をさせていただきました財源充当分でございます。以上、歳入歳出それぞれ3,302万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億425万円としております。

これで国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第13号、平成30年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第13号、平成30年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第21、議案第14号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第14号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額6,605万2,000円に歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,535万2,000円とするものでございます。

主な提案内容は、歳入では、歳出の減額に伴い、一般会計繰入金を減額しています。

歳出では、水道メーターの検針に伴う委託料の不用見込み額の減額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 議案第14号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計補正予算の件について、御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。6ページをお願いします。

4款繰入金、一般会計繰入金で70万円の減額補正をお願いしております。内容につきましては、歳出の減少に伴います歳入で超過した金額を一般会計繰入金で減額して計上しております。

続いて、歳出の説明に移ります。7ページをごらんください。

1款総務費、総務管理費、一般管理費、4節共済費4万5,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、職員共済組合費の不足分を増額しております。

次に、2款衛生費、上水道費、簡易水道施設費、13節委託料で74万5,000円の減額補正をお願いしております。内容につきましては、水道メーターの検針委託料でございます。1名の方につきましては12月に応募があり、1月中旬に委託契約を締結、1月分からメーター検針を行っていただいております。なお、応募がありませんでした1名分と委託契約できなかった期間の委託料を減額するものでございます。以上、歳入歳出それぞれ70万円を減額し、総額それぞれ6,535万2,000円としております。

これで簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 質疑がなければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第14号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計

補正予算（第3号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第14号、平成30年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第22、議案第15号、平成30年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第15号、平成30年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,657万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,814万5,000円とするものでございます。

主な提案内容は、保険給付費の実績見込み額によります減額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

議案第15号、平成30年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入につきましては、歳出補正に応じ、それぞれ法定負担金等を計上しておりますので、細かな説明は省かせていただきますが、特徴のあるところを御説明申し上げます。

補正理由は、介護給付費総じて1,600万円ほど減額した中での各種の計上でございます。特徴的なのは、3、中段の国庫支出金、2項の国庫補助金、8目の保険者機能強化推進交付金、これが30年度新たに新設された交付金でございます。介護版のPDCAサイクルに係る努力に応じて交付金が出るというものでございまして、本年度、笠置町には21万5,000円交付されるというふうなところでございます。少しでもふえるように今後とも頑張っていきたいと思っております。

それから、8ページ、歳出に入ります。歳出では、本体でございます2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費で1,400万円の減額、これは特に短期入所が、利用が影響した減額でございまして、今後とも適正な予算計上に努めていき

たいと思っております。

それから、9ページにまいりまして、9ページの最終に、先ほど歳入で説明させていただいたP D C Aサイクルによる成果による交付金を、この基金積立金の項目で現在基金条例の介護給付費準備基金積立金に新規で積み立てさせていただくというふうな補正計上をさせていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第15号、平成30年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第15号、平成30年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） 日程第23、議案第16号、平成30年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第16号、平成30年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,978万5,000円とするものでございます。

主な提案内容は、健康増進事業の確定によります減額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

議案第16号、平成30年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件につきまして、御説明を申し上げます。

ページは6ページ、7ページをお持ちさせていただきます。

まず、6ページ、歳入でございます。下段の5諸収入、4項雑入の中で、特別対策事業補助金17万9,000円の減額でございます。これは人間ドックの事業補助金ということで、主に人間ドック事業に限度額が設定されたことと、それから若干の受診者数の見込みの減というようなところで減額してございます。

それから、7ページにまいりまして、歳出でございます。

最後、4款保健事業費、1項保健事業費、1目健康増進推進事業費の中で、マイナス10万円、受診者の若干の減と、それから日帰り1泊の宿泊の単価の違いから、実績によりましてマイナス10万円減じた予算を計上させていただいているというふうなところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第16号、平成30年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第16号、平成30年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

---

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は3月19日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後6時09分